

第1章 計画の基本事項

1 計画策定にあたって	4
2 計画の位置付け	4
3 計画期間	4
4 計画の対象者	5
5 計画策定の方法について	5
(1) アンケート調査の実施	5
①母子家庭	5
②父子家庭	5
(2) 検討委員会の開催	5
(3) 庁内連絡会議の開催	6
【参考 母子及び父子並びに寡婦福祉法（抜粋）】	6

第2章 ひとり親家庭の現状

1 ひとり親家庭の推移	7
(1) 釧路市の離婚件数の推移	7
(2) 国勢調査に見るひとり親世帯数の推移	8
(3) 児童扶養手当受給者の推移	9
2 ひとり親家庭のアンケート調査結果からみる傾向	10
(1) ひとり親になった理由	10
(2) ひとり親家庭の親の年齢構成	10
(3) ひとり親家庭の家族構成	11
(4) 就労状況について	11
(5) 雇用形態	12
(6) ひとり親家庭の年収状況	12
(7) ひとり親になる前とその後の就労状況について	13
(8) 仕事を続けるうえでの悩みや不安	13
(9) 未就労者の状況	14
(10) 就労への意欲について	14
(11) 未就労の理由について	14
(12) 資格取得について	15
(13) 養育費の取り決め状況	16
(14) 養育費の額	16

(15) 取り決めをした養育費の支払い状況	17
(16) 面会交流の取り決め状況	17
(17) 面会交流の頻度	17
(18) 面会交流の履行状況	18
(19) 住まいの状況	18
(20) 生活するうえでの困りごと	19
(21) 家計について	20
(22) 食費について	20
(23) 子育てをするうえで必要と考える支援	21
(24) 子どもについての悩み	22
(25) 子どもの教育について	23
(26) 健康状態について	24
(27) 子育てや就労に関する情報の取得先について	25
3 自立支援について	26
(1) 相談窓口	26
(2) ひとり親家庭自立支援給付金事業	26
①自立支援教育訓練給付金事業	26
②高等職業訓練促進給付金事業	27
(3) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付相談	28

第3章 自立支援の基本的考え方

1 施策の方向性	29
(1) 子育て・生活支援の充実	29
(2) 就業支援の充実	29
(3) 養育費確保の推進	29
(4) 経済的支援の推進	29
(5) 支援体制の充実	29
2 施策の体系	30

第4章 具体的施策の展開

1 子育て・生活支援の充実	31
(1) 児童の保育所入所への配慮	31
(2) 保育サービスの充実	31
①特別保育事業	31

②ファミリー・サポート・センター事業	31
(3) 児童健全育成事業の推進	32
(4) 子育て短期支援事業の推進	32
(5) 生活支援事業の推進	33
①日常生活支援事業	33
②育児支援家庭訪問事業	33
③妊娠・出産・育児の切れ目のない支援	33
(6) 住宅確保促進のための配慮	34
2 就業支援の充実	34
(1) 就業相談の充実	34
(2) 母子家庭等就業・自立支援センターとの連携強化	35
(3) ひとり親家庭自立支援給付金事業の推進	35
(4) 各種就業支援事業への参加促進	35
(5) 生活保護受給母子世帯への自立支援	36
3 養育費確保の推進	36
(1) 啓発・広報活動の推進	36
(2) 面会交流の支援	36
(3) 相談体制の充実	36
4 経済的支援の推進	37
(1) 手当等制度	37
①各種手当制度	37
②ひとり親家庭等医療費助成制度	37
(2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	37
(3) 就学援助	37
5 支援体制の充実	38
(1) 相談・情報提供の充実	38
(2) 分担と連携	38
(3) 母子寡婦福祉団体への支援	38

【資料】

釧路市ひとり親家庭自立促進計画策定経過	39
釧路市ひとり親家庭自立促進計画検討委員名簿	40
釧路市家庭福祉推進庁内連絡会議	40

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定にあたって

ひとり親家庭においては、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育面で様々な困難に直面することとなります。また、子どもにとっては、親との離別・死別は、生活環境を大きく変化させ、子どもの精神面や経済面に与える影響が大きく、成長過程における不安等に対する十分な配慮が必要とされております。

このように、ひとり親家庭が抱える問題は多岐にわたることが多く、それぞれの状況に応じた細やかで総合的な支援が求められています。

ひとり親を取り巻くこのような状況を踏まえ、釧路市では、平成17年3月に「釧路市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、以降、第2次計画（平成20年度～平成22年度）、第3次計画（平成23年度～平成27年度）、第4次計画（平成28年度～平成32年度（令和2年度））と計画の見直しを行いながら、ひとり親家庭等に対する総合的な自立支援を促進する施策に取り組んできたところであります。

第4次計画は、令和2年度をもって計画期間が終了となりますが、引き続き自立を支援・促進するための施策を今後とも総合的に取り組んでいくことが求められており、子育て世帯に多大な影響を与えている新型コロナウイルス感染症のまん延を乗り越えた先にも存在し続ける課題であることから、ひとり親家庭を取り巻く環境の変化やニーズに配慮しながら、ひとり親家庭の親と子が社会的に自立し、心身ともに健やかで文化的な生活を送ることを目指し、第5次計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条の規定に基づく国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」と、北海道が定める「第4期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」を踏まえ、策定するものです。

策定にあたっては「釧路市まちづくり基本構想」や「第2期釧路市子ども・子育て支援事業計画」等との整合性を図りながら、同法12条の規定に基づき、釧路市としてのひとり親家庭の自立促進に向けた支援施策を体系的に明確化するものです。

3 計画期間

この計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象とする国の新たな「基本方針」を踏まえつつ、2021年度から2025年度まで（令和3年度～令和7年度）の5年間とします。

4 計画の対象者

この計画は、ひとり親家庭を対象とします。

《補足：用語の定義》

本計画における用語の定義は下記のとおりです。

- ひとり親家庭・・・母子家庭及び父子家庭
- 母子家庭・・・父のいない児童がその母によって養育されている世帯
- 父子家庭・・・母のいない児童がその父によって養育されている世帯

5 計画策定の方法について

(1) アンケート調査の実施

釧路市におけるひとり親家庭の方々の生活の実情等を把握するために、「ひとり親家庭の生活意識に関するアンケート調査」を実施しました。

- ・ 実施時期 令和2年9月1日 ～ 令和2年10月9日

① 母子家庭

- ・ 児童扶養手当受給者2,277人及び平成27年から令和2年7月までに釧路市で母子相談を受けた遺族年金等受給者40人のうち、無作為で抽出した1,434人に郵送にてアンケート用紙を配布、返信郵便で回収

② 父子家庭

- ・ 児童扶養手当受給者112人及び平成27年から令和2年7月までに釧路市で父子相談を受けた遺族年金等受給者6人を含む、住民基本台帳上19歳未満の子どもと同居している父子世帯の父266人に郵送にてアンケート用紙を配布、返信郵便で回収

項	目	配布数	回収数	回収率
母	子	1,434件	584件	40.7%
父	子	266件	88件	33.1%
合	計	1,700件	672件	39.5%

(2) 検討委員会の開催

この計画の策定にあたっては、ひとり親家庭の福祉等に関係する市内関係機関・団体の代表者等で構成する「釧路市ひとり親家庭自立促進計画検討委員会」を開催し、意見をいただきました。

(3) 庁内連絡会議の開催

釧路市におけるひとり親家庭等施策に関係する各課からなる「家庭福祉推進庁内連絡会議」を開催するなど、庁内の連携を図りながら策定作業を進めてきました。

【参考 母子及び父子並びに寡婦福祉法（抜粋）】

(基本方針)

第十一条 厚生労働大臣は、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 都道府県等が、次条の規定に基づき策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画(以下「自立促進計画」という。)の指針となるべき基本的な事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(自立促進計画)

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

- 一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

2 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならない。

3 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七条各号に掲げる機関、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十七条第一項又は第四項に規定する機関その他の母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴くよう努めなければならない。

4 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子・父子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 前項に定めるもののほか、都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の厚生労働省令で定める方法により広く母子家庭等及び寡婦の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※この法律において、「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。

第2章 ひとり親家庭の現状

1 ひとり親家庭の推移

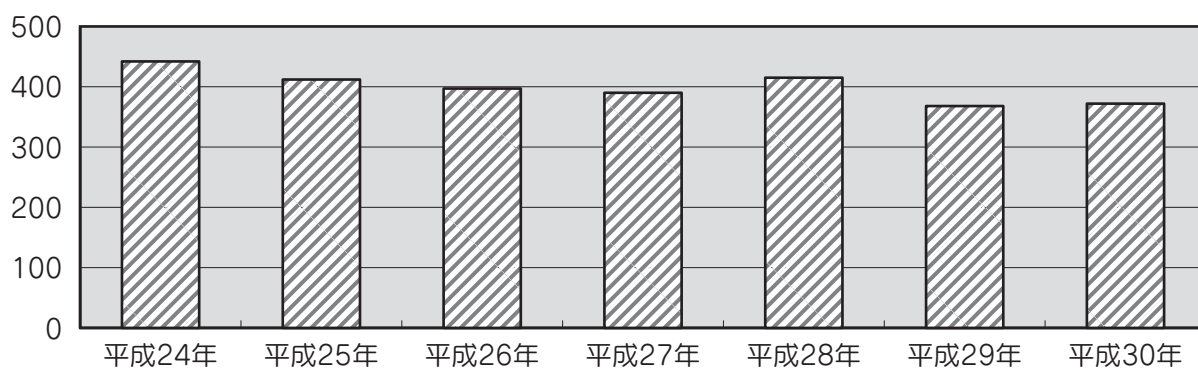
(1) 釧路市の離婚件数の推移

釧路市の離婚件数は、平成24年以降減少傾向にありましたが、平成28年には増加しています。また、全国、全道、釧路市での離婚率はいずれも横ばいとなっていますが、いずれの年も全国、全道と比べ釧路市は高い傾向にあります。

☆ 釧路市の離婚件数の推移（釧路市統計書）

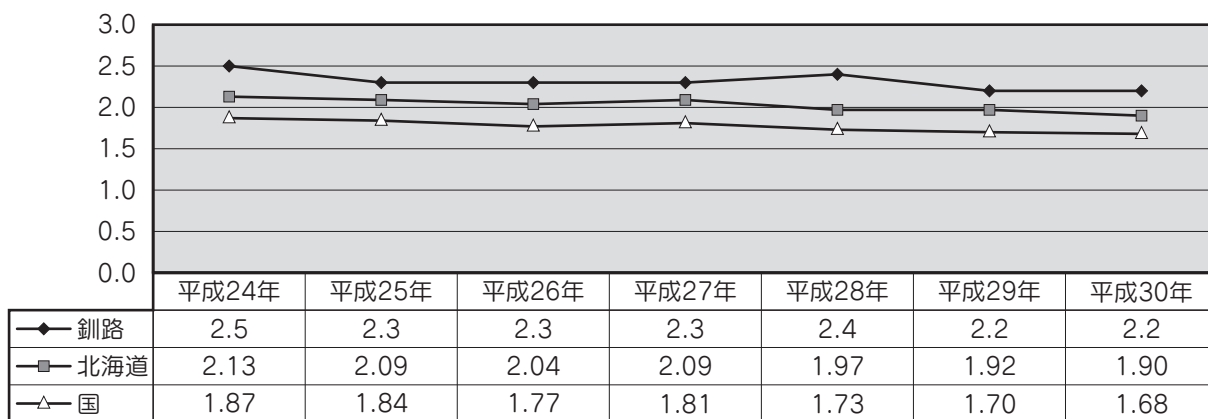
（単位：件）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
離婚件数	442	412	397	390	415	368	372



☆ 全国、全道、釧路市の離婚率の比較

（厚生労働省「人口動態調査」 対1,000）



第2章

(2) 国勢調査に見るひとり親世帯数の推移

国勢調査の結果数値によると、一般世帯に占める母子世帯の割合が平成12年から平成22年にかけて増加しているものの、平成27年度に全道、釧路市ともに減少しています。また、父子世帯については全国、全道では横ばい状態であるものの、釧路市は平成27年に減少しています。※平成12年は市町合併前の旧釧路市、平成17年～27年は市町合併後の新市の数字です。

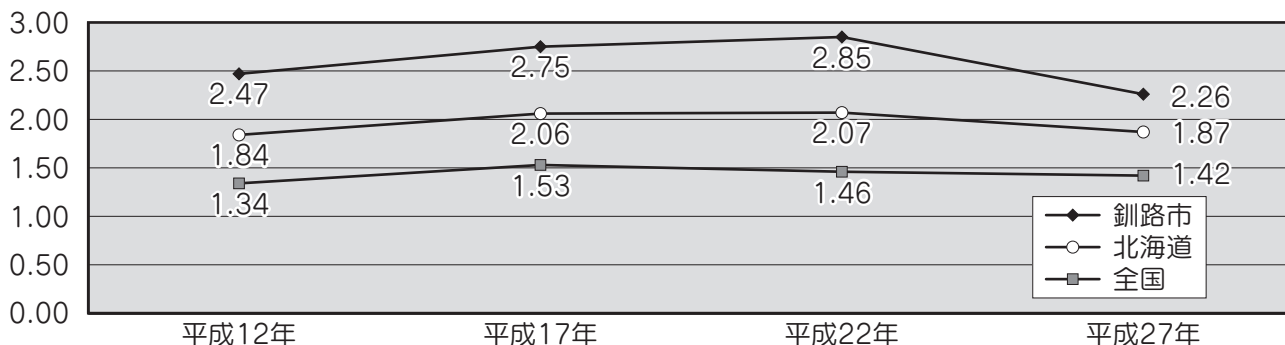
☆ ひとり親世帯数（国勢調査）

（単位：件）

区 分	平 成 12 年			平 成 17 年			平 成 22 年			平 成 27 年		
	一般世帯	母子世帯	父子世帯	一般世帯	母子世帯	父子世帯	一般世帯	母子世帯	父子世帯	一般世帯	母子世帯	父子世帯
釧路市	79,796	1,968	226	81,989	2,253	216	80,856	2,307	214	81,846	1,849	158
率	—	2.47%	0.28%	—	2.75%	0.26%	—	2.85%	0.26%	—	2.26%	0.19%
北海道	2,277,968	41,957	4,792	2,368,892	48,812	5,059	2,418,305	50,034	5,018	2,438,206	45,651	4,481
率	—	1.84%	0.21%	—	2.06%	0.21%	—	2.07%	0.21%	—	1.87%	0.18%
全 国	46,782,383	625,904	87,373	49,062,530	749,048	92,285	51,842,307	755,972	88,689	53,331,797	754,724	84,003
率	—	1.34%	0.19%	—	1.53%	0.19%	—	1.46%	0.17%	—	1.42%	0.16%

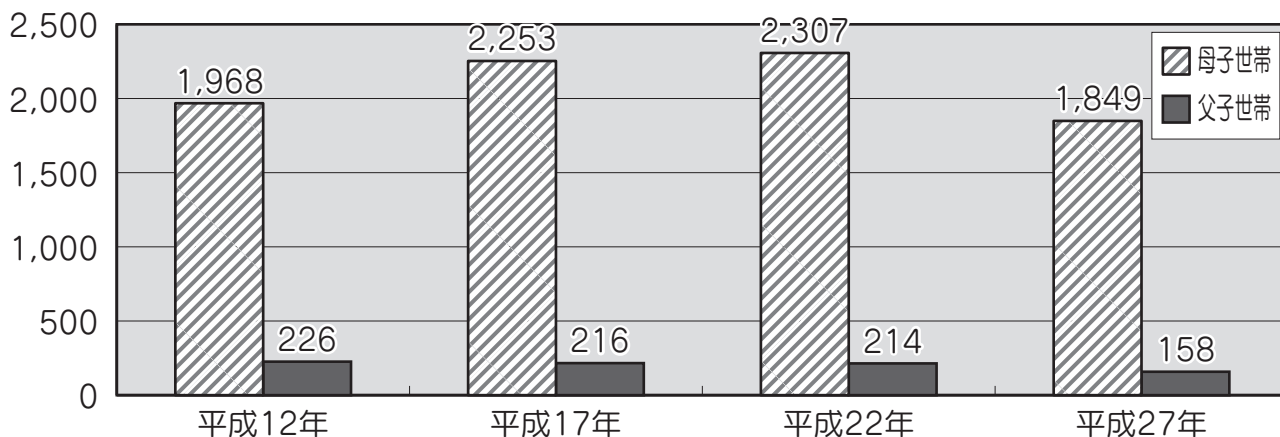
☆ 母子世帯の比率

（単位：％）



☆ 釧路市のひとり親世帯数の推移

（単位：件）



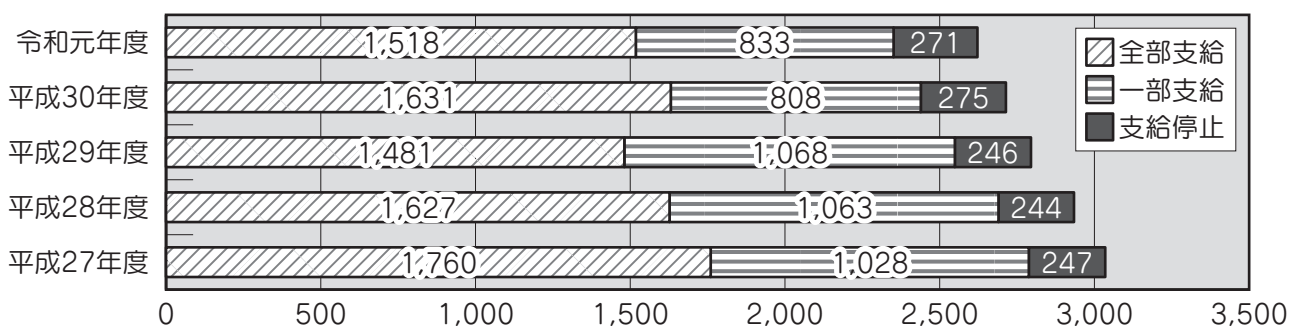
(3) 児童扶養手当受給者の推移

児童扶養手当受給資格者の全体数は減少していますが、受給理由のうち未婚件数はほぼ横ばい状態になっています。また、所得による支給状況では、全部支給及び一部支給の件数が減少し、支給停止の件数が増加傾向となっています。

☆ 釧路市の児童扶養手当受給資格者数の推移〔釧路市こども支援課統計〕 (単位：件)

年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全 件 数		3,035	2,934	2,795	2,714	2,622
内 訳	拘 禁	1	0	1	1	0
	障 が い	6	6	8	8	8
	死 別	29	28	26	24	25
	養 育 遺 棄	5	4	3	4	4
	未 婚	242	243	238	234	243
	その他(複数事由)	81	67	69	70	75
	離 婚	2,670	2,586	2,450	2,372	2,267
内 訳	保 護 命 令	1	0	0	1	0
	全 部 支 給	1,760	1,627	1,481	1,631	1,518
	一 部 支 給	1,028	1,063	1,068	808	833
	支 給 停 止	247	244	246	275	271

☆ 所得による支給状況の推移 (単位：件)



☆ 令和元年度(令和2年3月末)受給者の理由別比較〔厚生労働省：福祉行政報告例〕 (単位：件)

受給者数	世帯別	生別ひとり親世帯		死ひとり親世帯	未婚のひとり親世帯	障がい世帯	遺棄世帯	その他の世帯
		離 婚	そ の 他					
全 国	901,391	753,296	1,547	8,008	99,649	6,028	1,632	31,231
	割合	100.0%	83.6%	0.2%	0.9%	11.0%	0.7%	3.4%
北 海 道	25,714	21,720	30	191	2,637	86	35	1,015
	割合	100.0%	84.5%	0.1%	0.7%	10.3%	0.3%	4.0%
釧 路 市	2,351	2,019	0	18	219	7	3	85
	割合	100.0%	85.9%	0%	0.8%	9.3%	0.3%	3.6%

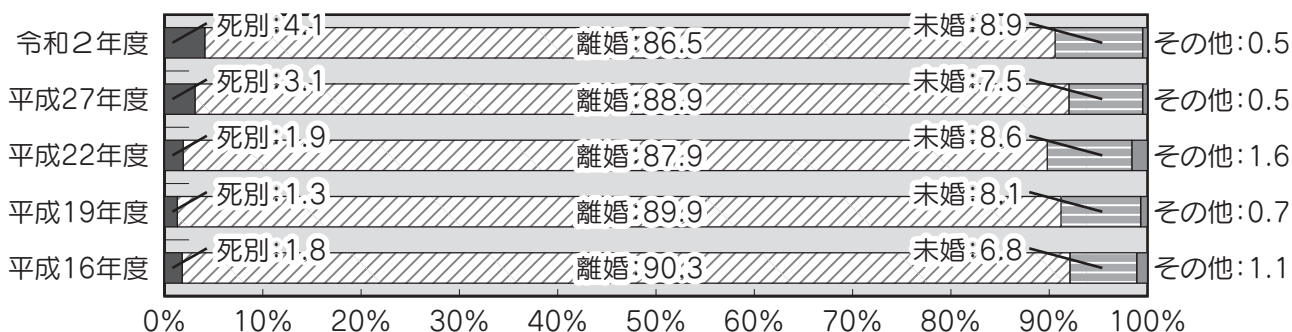
2 ひとり親家庭のアンケート調査結果からみる傾向

(1) ひとり親になった理由

平成16年度以降釧路市が実施した「ひとり親家庭の生活意識に関する調査」（以下「ひとり親家庭のアンケート調査」と表記）の結果を比較すると、母子家庭においては離婚が圧倒的に多くほぼ横ばい状態、死別・未婚が増加傾向にあります。また、父子家庭では母子家庭に比べると死別の割合が多くなっています。

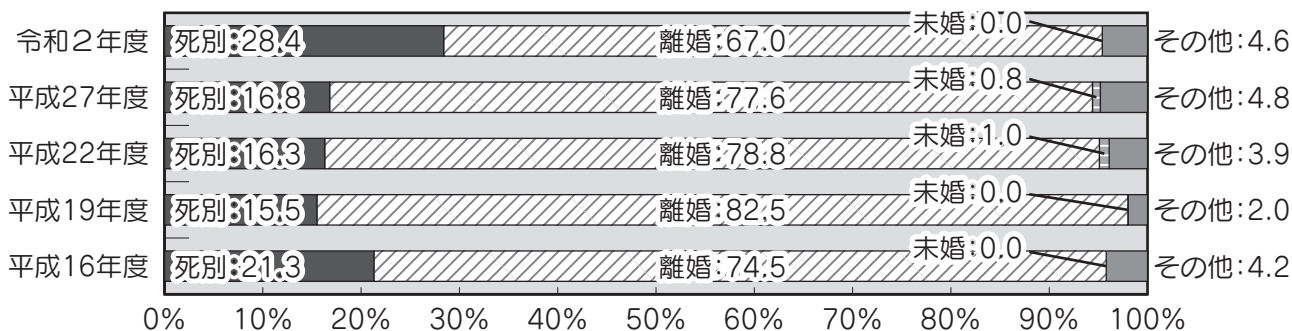
☆ 母子家庭になった理由

(単位：％)



☆ 父子家庭になった理由

(単位：％)

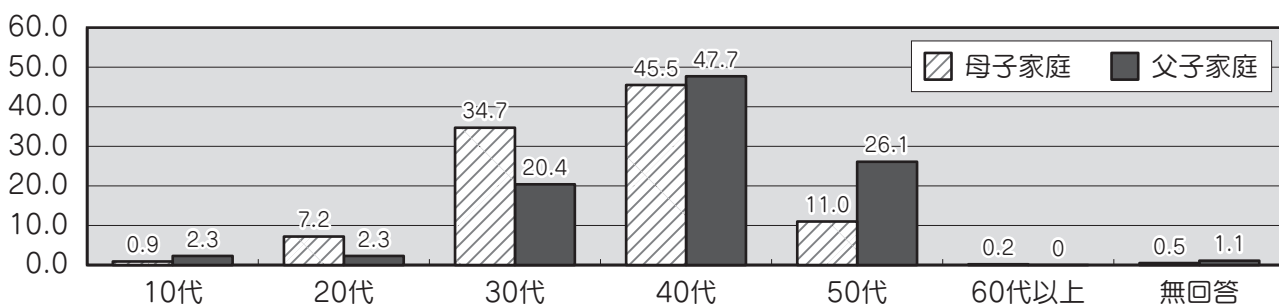


(2) ひとり親家庭の親の年齢構成

令和2年度のひとり親家庭のアンケート調査結果を見ると、母子家庭の母、父子家庭の父とも40代が最も多い状況となっています。

☆ ひとり親家庭の親の年齢構成（令和2年度）

(単位：％)

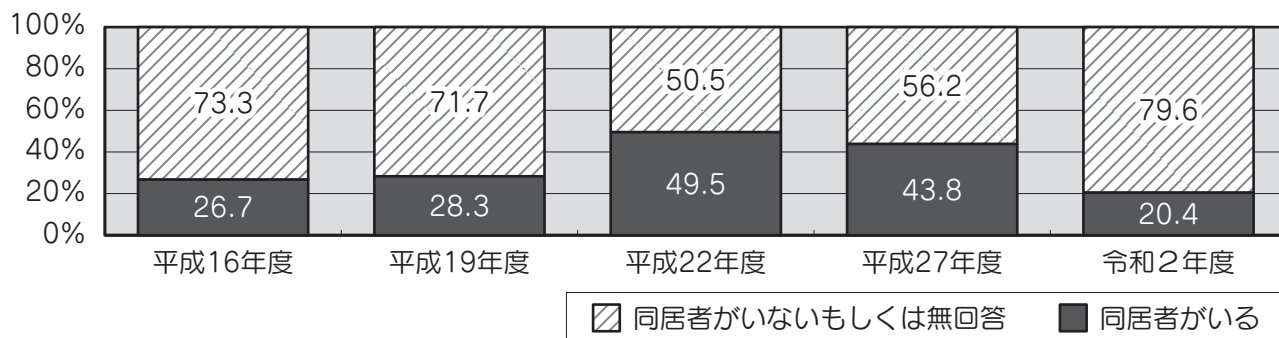


(3) ひとり親家庭の家族構成

子ども以外の同居者については、平成22年度をピークに親等と同居している世帯が母子家庭、父子家庭ともに減少傾向にあります。

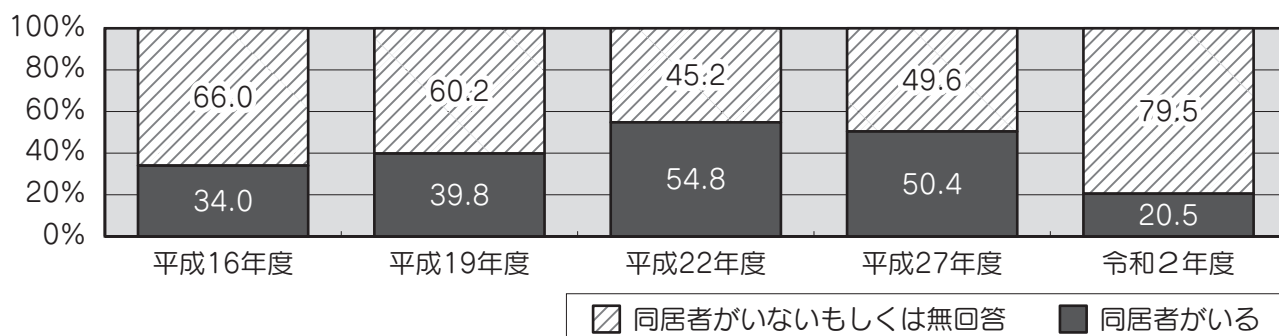
☆ 子ども以外の同居者（母子家庭）

(単位：％)



☆ 子ども以外の同居者（父子家庭）

(単位：％)

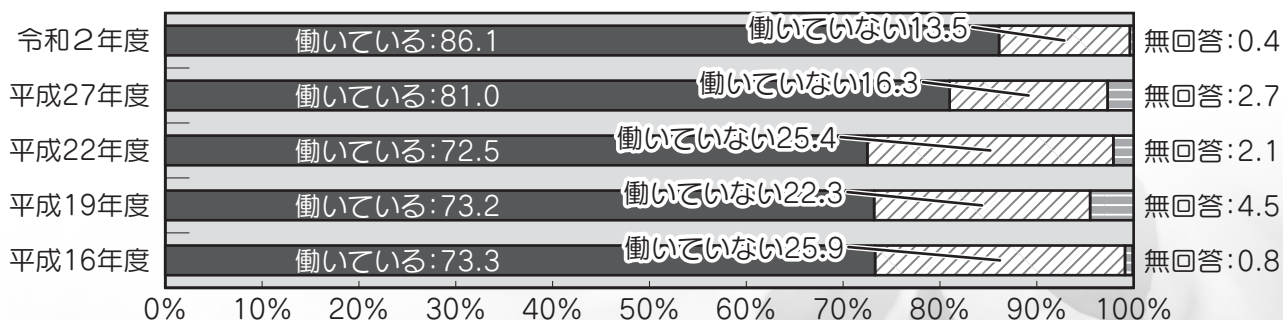


(4) 就労状況について

ひとり親家庭の親の就労状況については、平成27年度以降、母子家庭の母の就労状況は8割を超えています。父子家庭の父の就労状況は、平成27年度に微減となっているものの、平成22年度以降は9割以上に増加しています。

☆ 母子家庭の母の就労状況

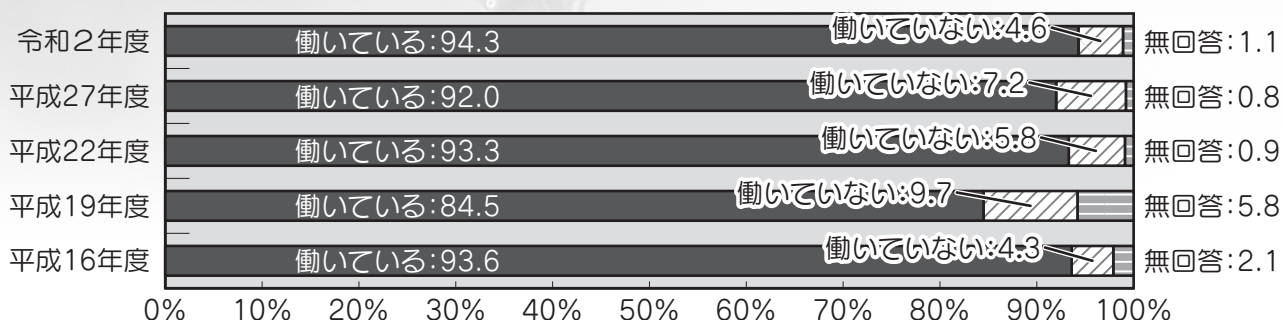
(単位：％)



第2章

☆ 父子家庭の父の就労状況

(単位：％)

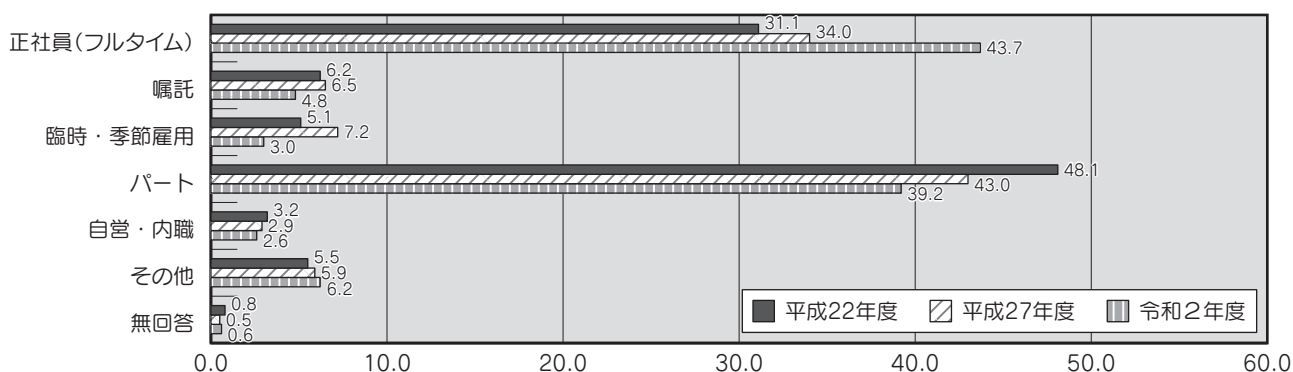


(5) 雇用形態

母子家庭の母の雇用形態は依然「パート」が多い状況ですが、令和2年度調査では「正職員（フルタイム）」が43.7%と逆転しています。「パート」「嘱託」「臨時・季節雇用」では47%となり、非正規雇用の割合は多い現状です。

☆ 保護者の雇用形態（母子家庭）

(単位：％)



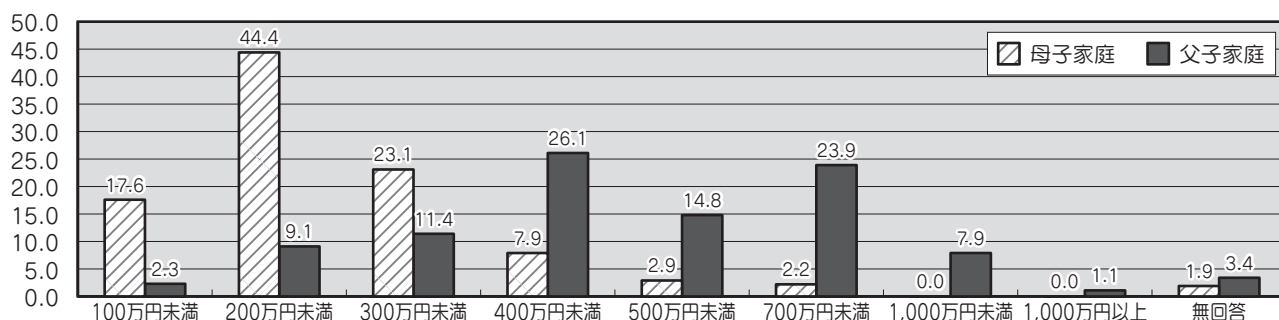
(6) ひとり親家庭の年収状況

母子家庭では100万円以上200万円未満が最も多く44.4%とほぼ半数を占め、母子家庭全体の85.1%が年収300万円未満との結果になりました。一方、父子家庭は300万円以上700万円未満の割合が多い傾向にあり、合わせて64.8%になりました。

父子家庭に比べ、母子家庭の収入状況は厳しい状況にあることがわかります。

☆ 母子家庭及び父子家庭の年間収入（令和2年度）

(単位：％)



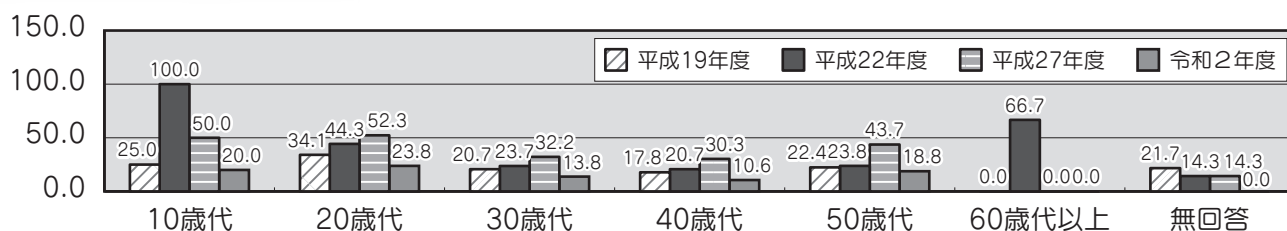
第2章

(9) 未就労者の状況

母子家庭の母の未就労（働いていないと回答した方）の状況を年齢別に見ると、令和2年度では各年代の中では20代の母の割合が23.8%と多いものの、大きな差はない状況です。過去のアンケート調査からみると、どの年代も未就労者の割合が減少しています。

☆ 年齢別未就労者（母子家庭）

（単位：％）

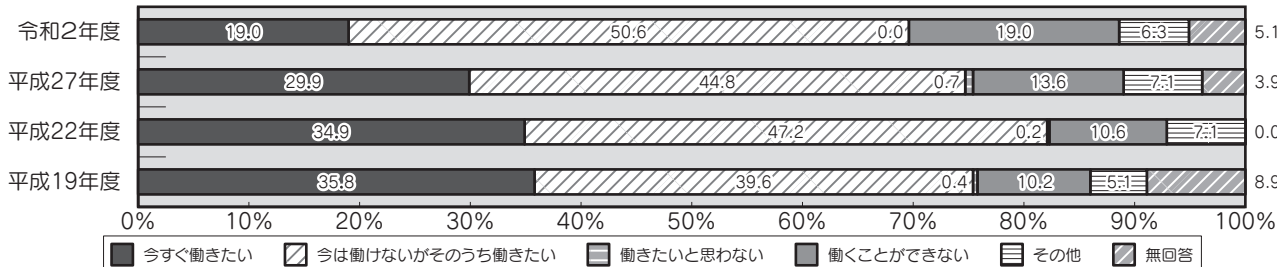


(10) 就労への意欲について

未就労の母子家庭の母の就労意欲について、令和2年度では「今すぐ働きたい」19.0%、「今は働けないがそのうち働きたい」50.6%を合わせると約7割で、平成22年度以降減少傾向にあります。

☆ 就労意欲について（母子家庭）

（単位：％）

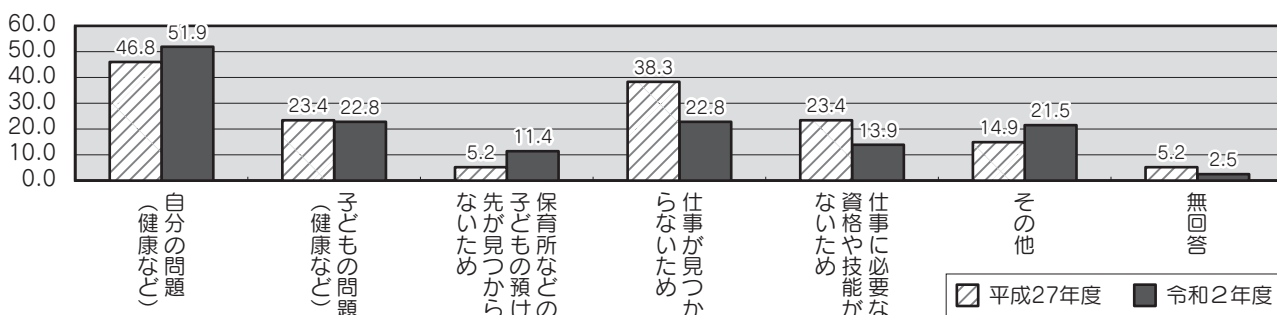


(11) 未就労の理由について

令和2年度の調査結果では、未就労の母子家庭の母の理由として、「自分の問題（健康など）」と答えた方の割合が51.9%で最も多く、次いで「子どもの問題（健康など）」「仕事が見つからない」がともに22.8%となっています。

☆ 未就労の理由（母子家庭）

（複数回答 単位：％）



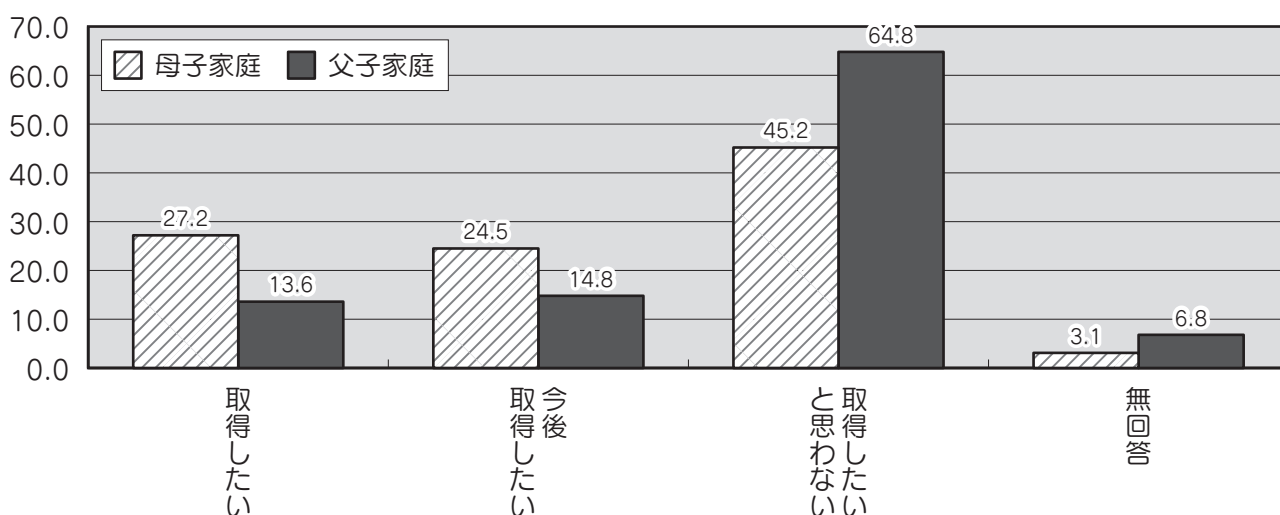
(12) 資格取得について

令和2年度の調査結果では、資格を取得したいと答えた方が、母子家庭では合わせて51.7%、同じく父子家庭では28.4%となっています。取得したい資格は、母子家庭ではパソコン・情報処理、医療事務、介護福祉士が多く、父子家庭ではパソコン・情報処理、運転免許が多い回答となっています。

資格取得を希望しない理由は、母子家庭、父子家庭ともに「すでに持っている資格で十分だから」が多く、「現在の職業に必要ないから」と合わせ必要と感じていない方が多い傾向があります。一方で、母子家庭では「学費が用意できないから」が33.7%に上りました。

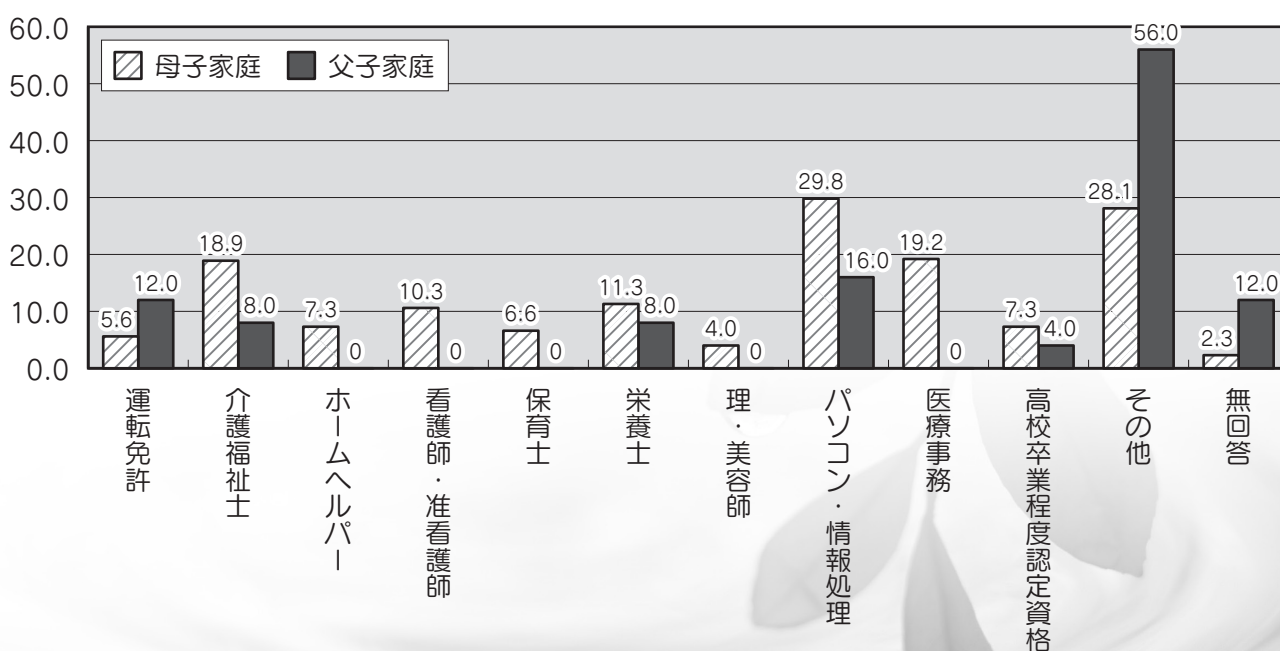
☆ 資格取得の希望について（令和2年度）

(単位：%)



☆ 取得したい資格（令和2年度）

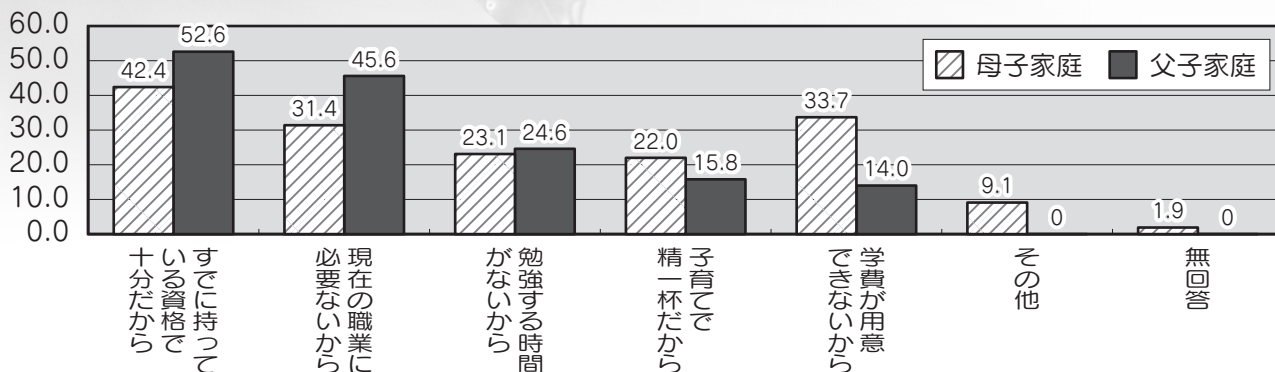
(複数回答 単位：%)



第2章

☆ 資格取得を希望しない理由（令和2年度）

（複数回答 単位：％）

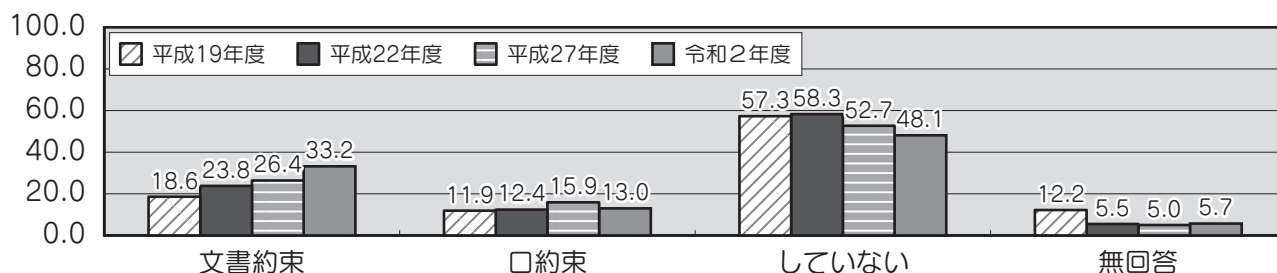


（13）養育費の取り決め状況

離婚家庭における養育費支払いの取り決め状況は、家庭裁判所での調停や公正証書などの文書約束を交わした方が年々増加傾向にあります。依然として「取り決めをしていない」割合が多い状況ですが、平成22年度以降減少傾向となっています。

☆ 養育費の取り決め状況（母子家庭）

（単位：％）

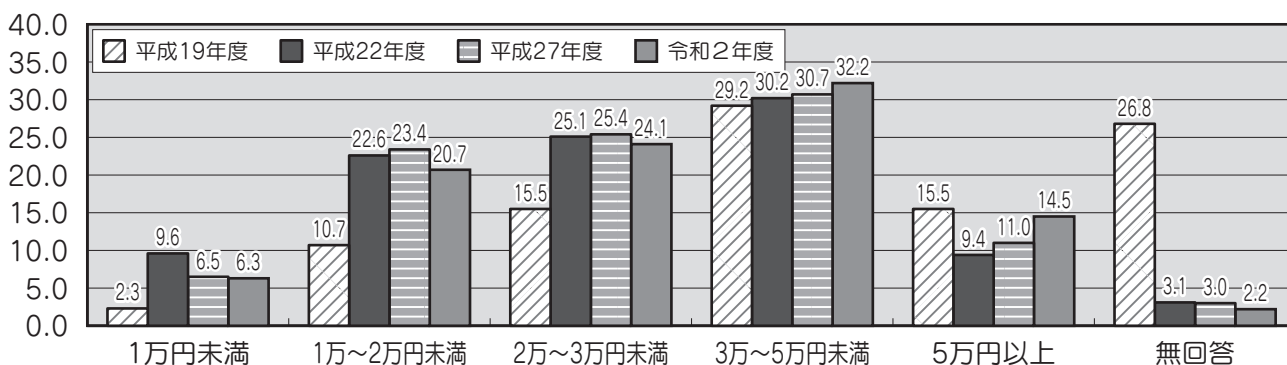


（14）養育費の額

養育費の額は「3万～5万円未満」が32.2%と最も多く、その割合は年々微増しています。令和2年度は次いで「2万～3万円未満」24.1%、「1万～2万円未満」20.7%の順に推移しています。

☆ 取り決めをした養育費の額（母子家庭）

（単位：％）

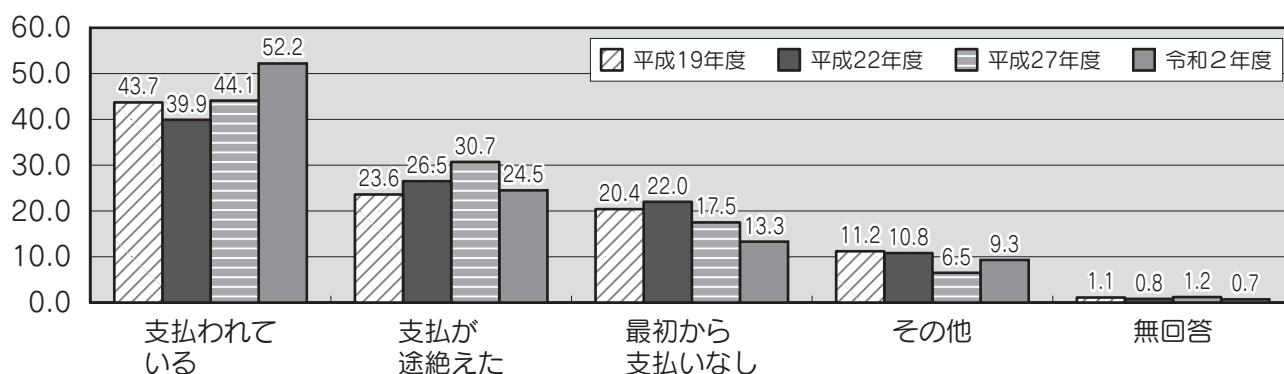


(15) 取り決めをした養育費の支払い状況

取り決めをした養育費は、令和2年度では「継続して支払われている」が52.2%で、約半数が継続して支払われています。一方で、「支払いが途絶えた」方と「最初から支払われていない」方を合わせて約4割の方がきちんと支払われていない現状があります。

☆ 実際の養育費支払い履行状況（母子家庭）

(単位：%)

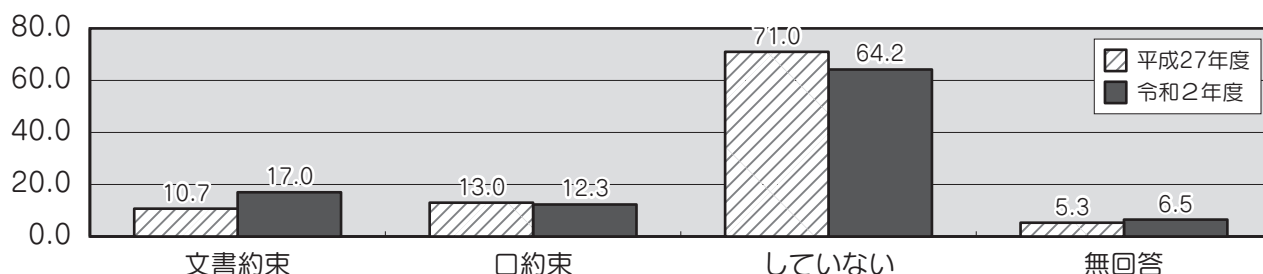


(16) 面会交流の取り決め状況

令和2年度の調査結果では、面会交流の取り決めをしたと答えた方が3割に満たない状況となっています。

☆ 面会交流の取り決め状況（母子家庭）

(単位：%)

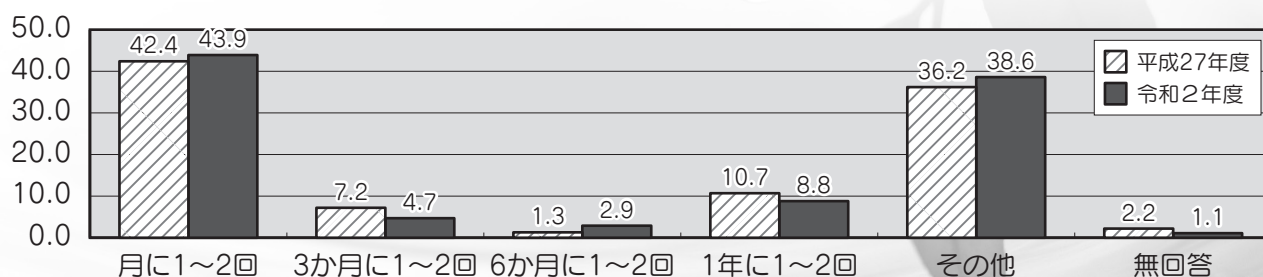


(17) 面会交流の頻度

令和2年度の調査結果では、面会交流の取り決めをしたと答えた方のうち、「月1～2回」が最も多く43.9%となっています。

☆ 取り決めをした面会交流の頻度（母子家庭）

(単位：%)



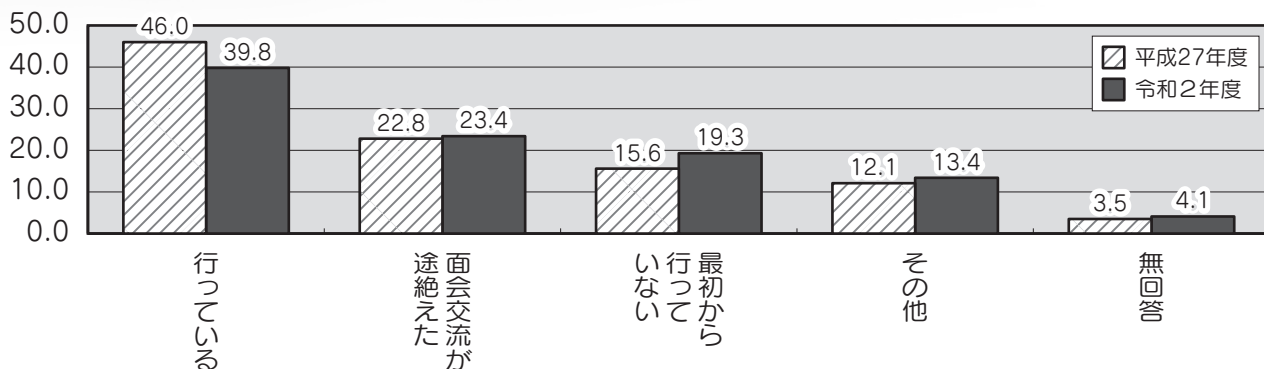
第2章

(18) 面会交流の履行状況

令和2年度の調査結果では、面会交流の取り決めをしたと答えた方のうち、実際に面会交流を行っている方が39.8%となっており、前回調査より減少しています。

☆ 実際の面会交流の履行状況（母子家庭）

（単位：％）

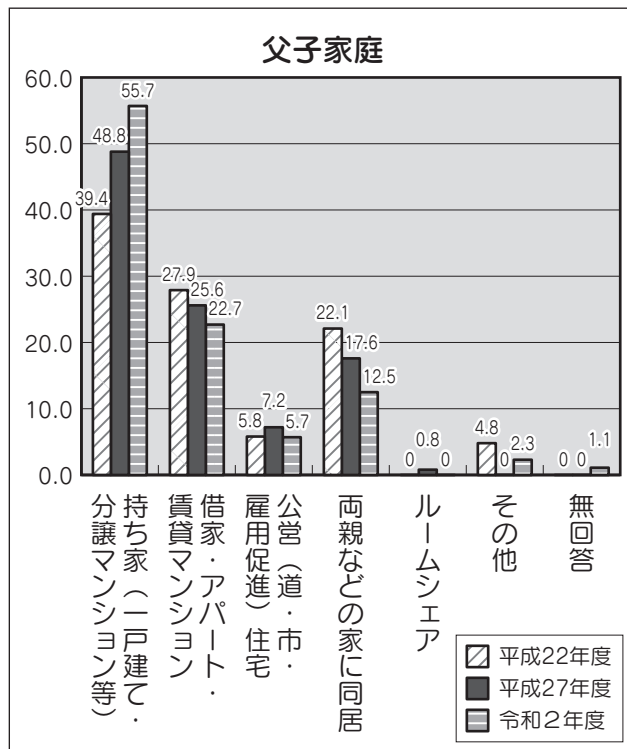
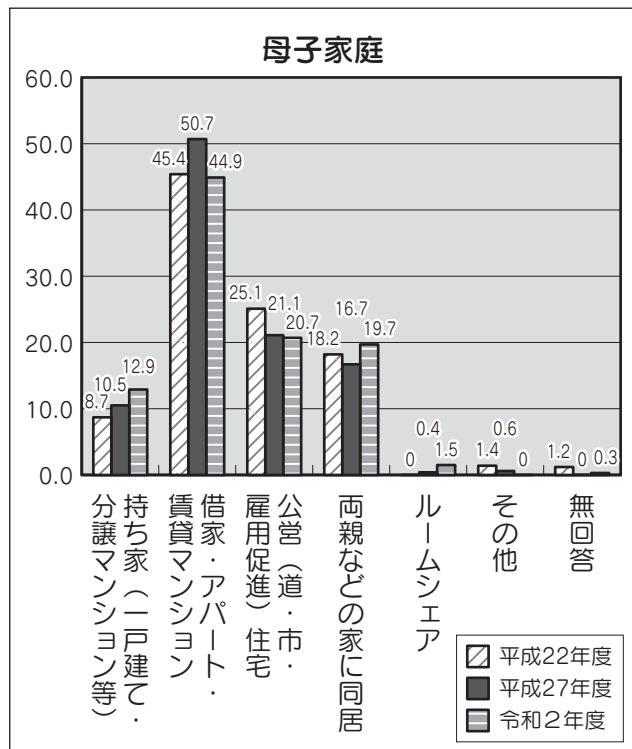


(19) 住まいの状況

母子家庭の場合は、「借家・アパート・賃貸マンション」44.9%、「公営住宅」20.7%と賃貸住宅が約7割を占めています。一方、父子家庭では、「持ち家」が55.7%と多く、母子家庭との差が浮き彫りになっています。

☆ 住まいの状況

（単位：％）



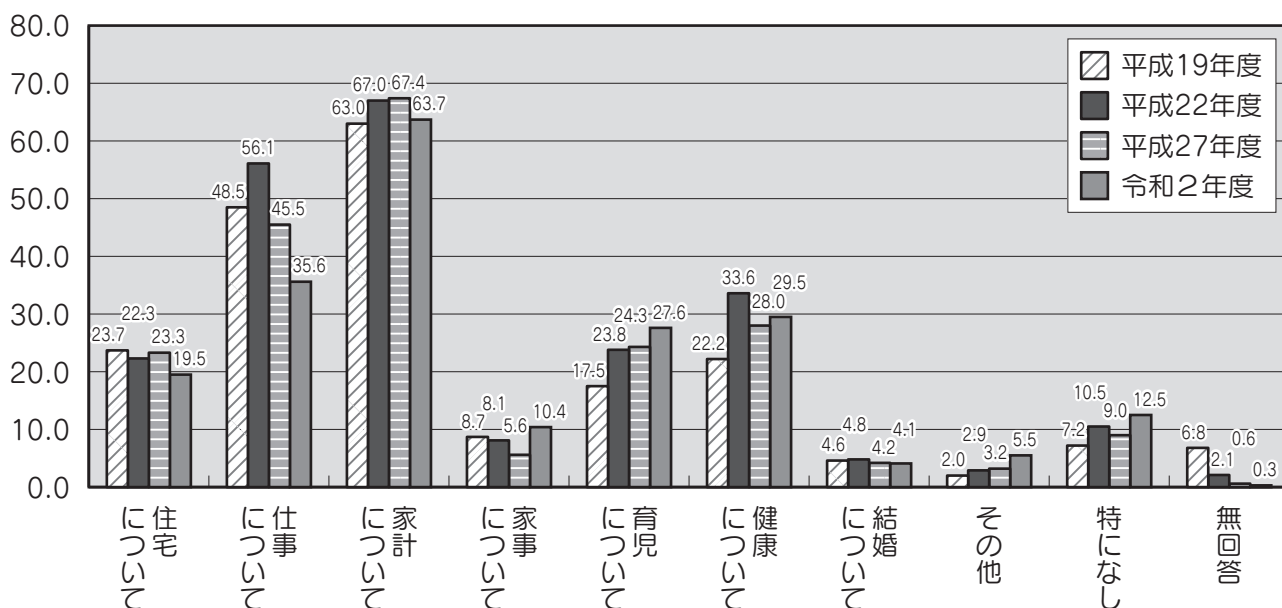
(20) 生活するうえでの困りごと

ひとり親家庭が生活するうえでの困りごとでは、令和2年度の調査では母子家庭では「家計」が63.7%と最も多く、次に多い「仕事」35.6%からも大きく差が開いています。

同じく父子家庭ではほとんどの項目に大きな差はなく、多様な悩みを抱えている状況であることが伺えます。

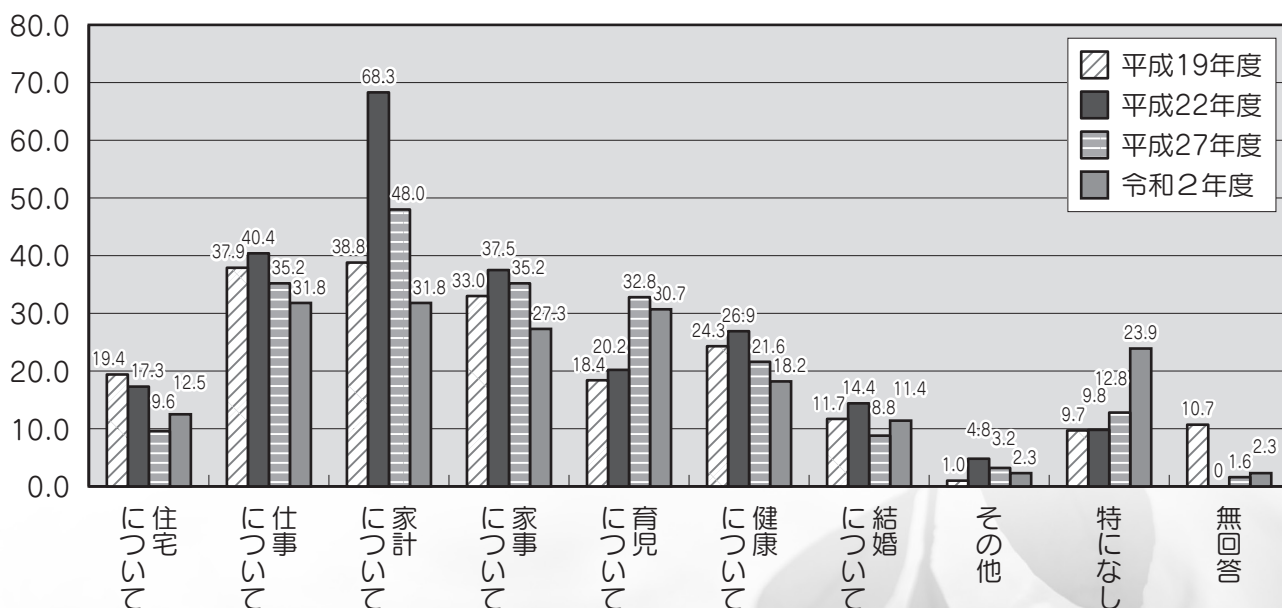
☆ 困っていることや悩みごと（母子家庭）

(複数回答 単位：%)



☆ 困っていることや悩みごと（父子家庭）

(複数回答 単位：%)



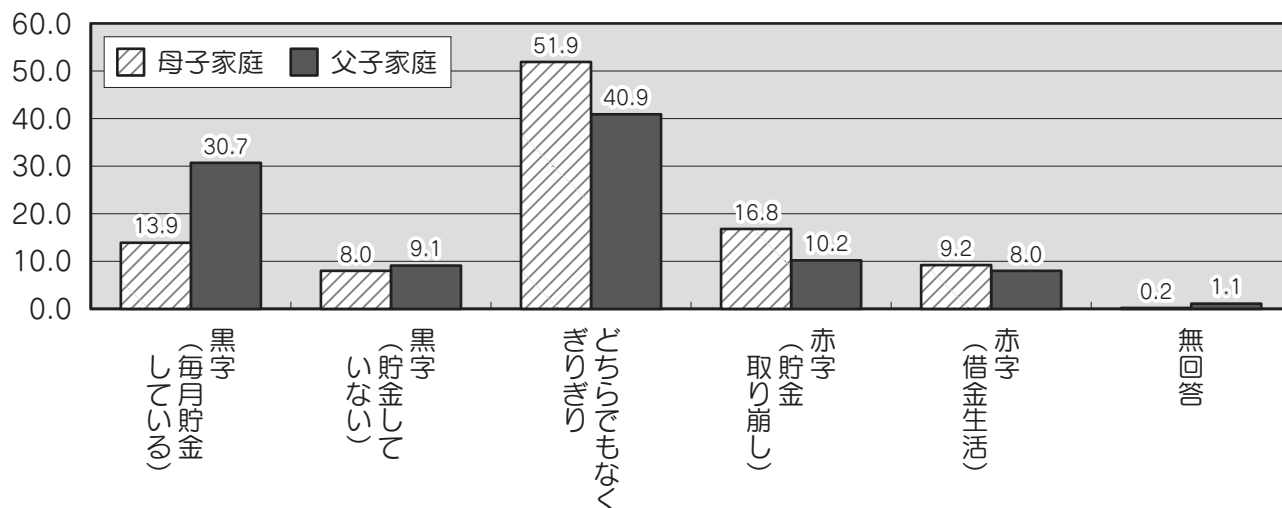
第2章

(21) 家計について

令和2年度の調査では、家計が「ぎりぎり」と答えた方が最も多く、母子家庭51.9%、父子家庭40.9%との結果でした。黒字の割合は、母子家庭で21.9%、父子家庭で39.8%、赤字の割合は母子家庭で26.0%、父子家庭で18.2%と、父子家庭よりも母子家庭の方が家計に不安を抱える世帯が多い状況です。

☆ 家計について（令和2年度）

（単位：％）



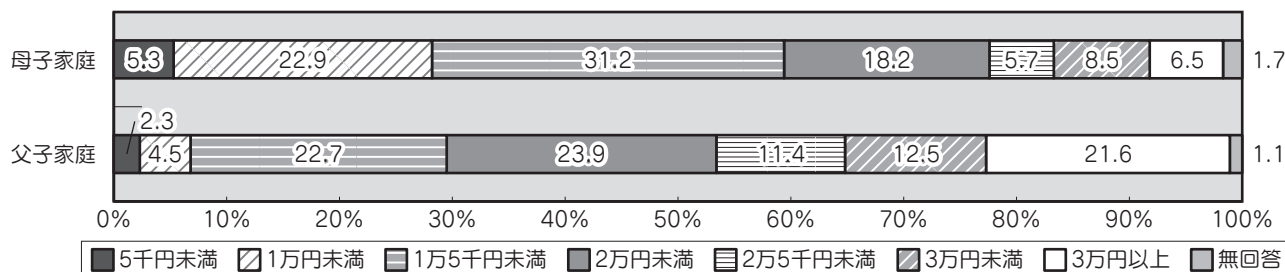
(22) 食費について

令和2年度の調査結果では、家族1人当たりの食費（月額）について、母子家庭では「1万5千円未満」「1万円未満」と回答した方が多く、父子家庭では「2万円未満」「1万5千円未満」と回答した方が多くなっています。

食料の購入状況を見ると、買えないことが「良くあった」「ときどきあった」「まれにあった」を合わせると、母子家庭では5割以上、父子家庭では約4割が購入できなかったことがあることが浮き彫りになりました。

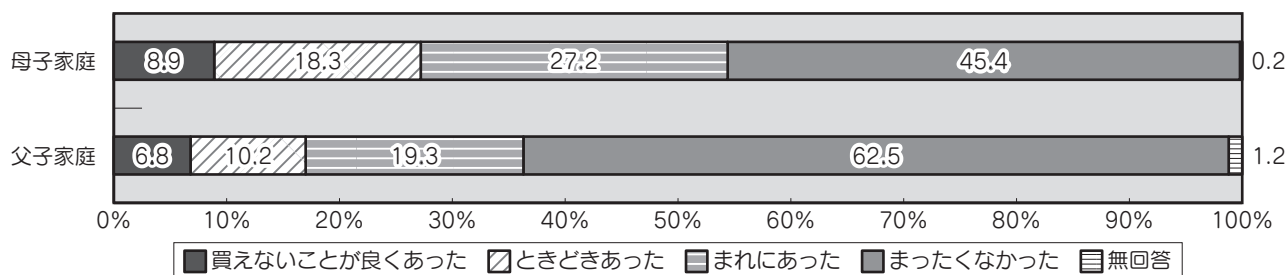
☆ 家族1人当たりの食費（月額）（令和2年度）

（単位：％）



☆ 食料の購入状況（令和2年度）

（単位：％）

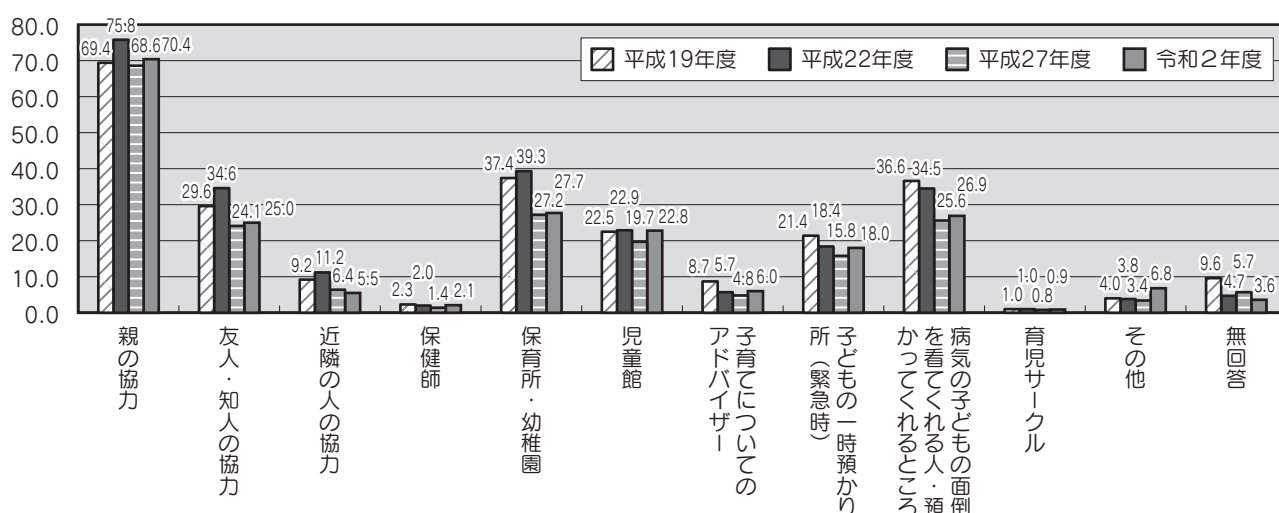


(23) 子育てをするうえで必要と考える支援

子育てに必要なとする支援では、「親の協力」と答えている方が母子家庭及び父子家庭ともに最も多く、約7割を占めています。また、母子家庭では「保育所・幼稚園」、「病気の子どもの面倒を看てくれる人・預かってくれるところ」を求める傾向にあります。

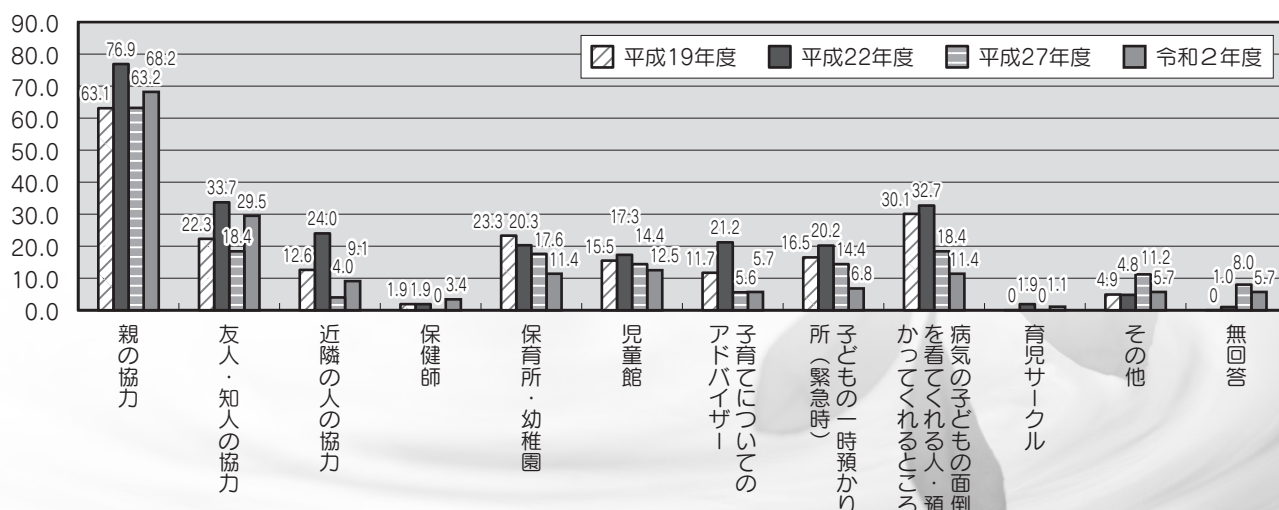
☆ 子育てに必要なと考える支援（母子家庭）

（複数回答 単位：％）



☆ 子育てに必要なと考える支援（父子家庭）

（複数回答 単位：％）



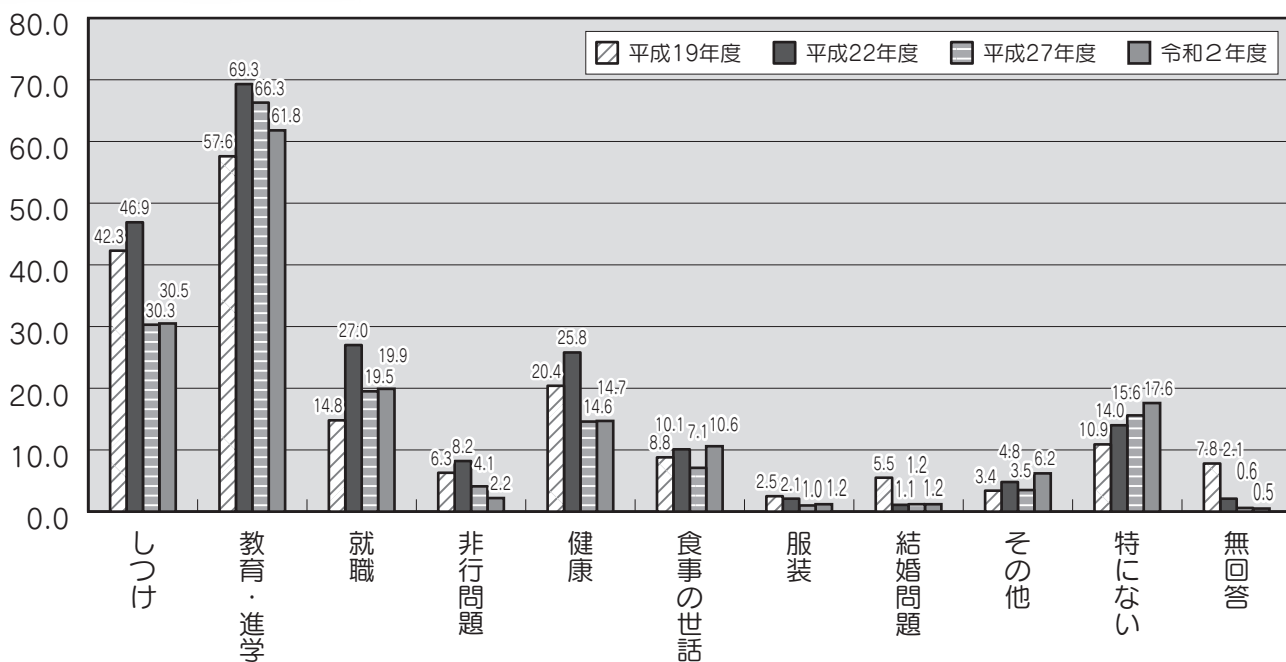
第2章

(24) 子どもについての悩み

子どもに関する悩みについては、母子家庭及び父子家庭が共通して「教育・進学」が多い傾向にあります。また、父子家庭では、いずれの調査でも「食事の世話」と答えた方が多い傾向にあります。

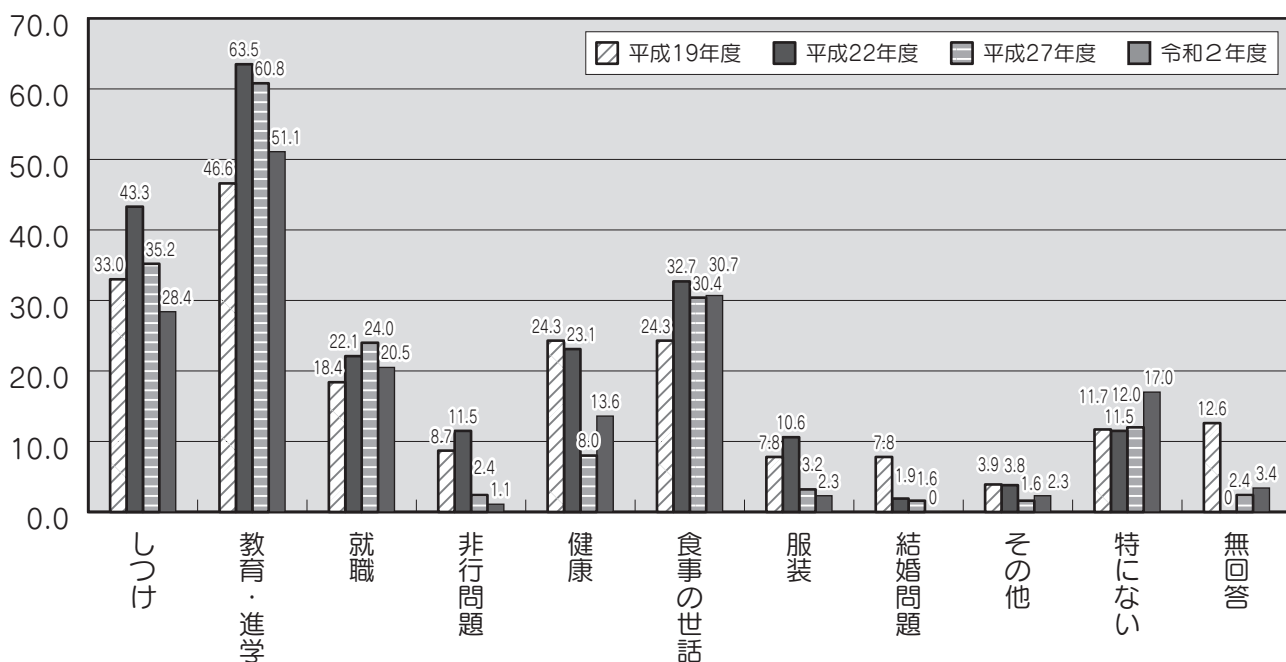
☆ 子どもについての悩み（母子家庭）

（複数回答 単位：％）



☆ 子どもについての悩み（父子家庭）

（複数回答 単位：％）



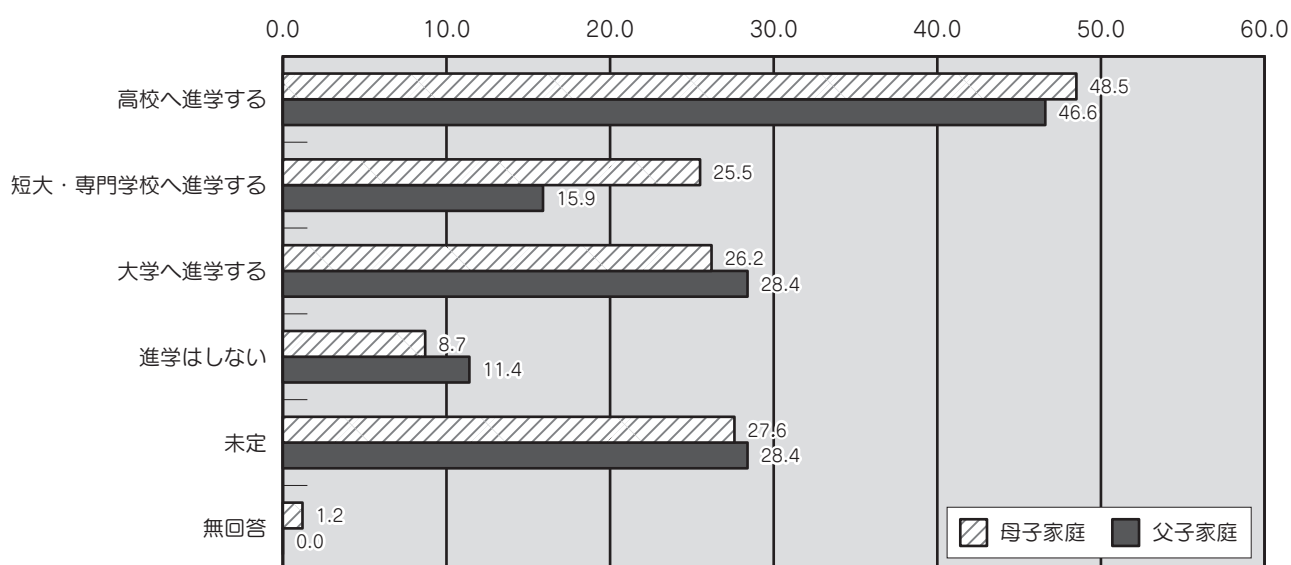
(25) 子どもの教育について

令和2年度の調査結果では、義務教育修了後の子どもの進学について、母子家庭・父子家庭ともに約5割が高校への進学を考えており、「短大・専門学校」「大学」と合わせ進学を希望する家庭が多い傾向があります。

また、進学や成績向上を目的とした学校の授業以外の勉強については、母子家庭・父子家庭ともに6割以上が「特にない」と回答しています。

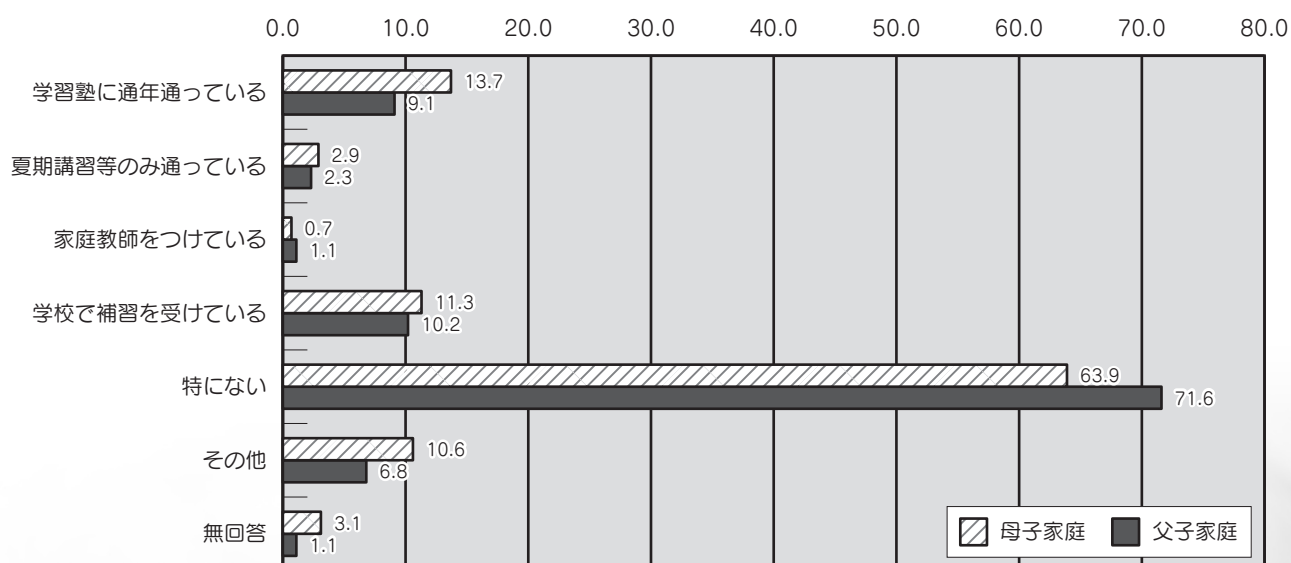
☆ 子どもの進学について（令和2年度）

(複数回答 単位：%)



☆ 進学・成績向上を目的とする授業以外の勉強の状況について（令和2年度）

(複数回答 単位：%)



(26) 健康状態について

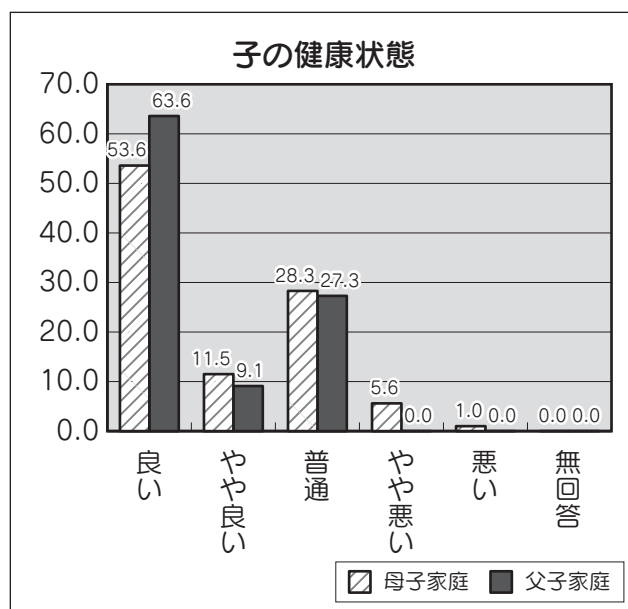
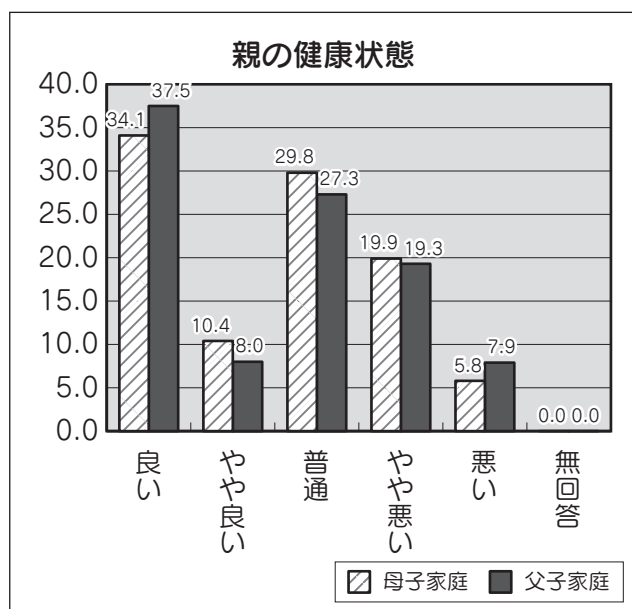
令和2年度の調査結果では、親の健康状態について、「良い」、「やや良い」と回答した方が、母子家庭では44.5%、父子家庭では45.5%であるものの、「やや悪い」、「悪い」と回答した方が、母子家庭では25.7%、父子家庭では27.2%となっています。

子の健康状態については、「良い」、「やや良い」と回答した方が母子家庭では65.1%、父子家庭では72.7%であるものの、「やや悪い」、「悪い」と回答した方が、母子家庭では6.6%となっています。

子どもを受診させた方が良かったと思ったが受診させなかった経験がある家庭は、母子家庭が33.2%、父子家庭が19.3%あり、その理由が「仕事で忙しかった」が母子家庭・父子家庭ともに多く回答がありました。

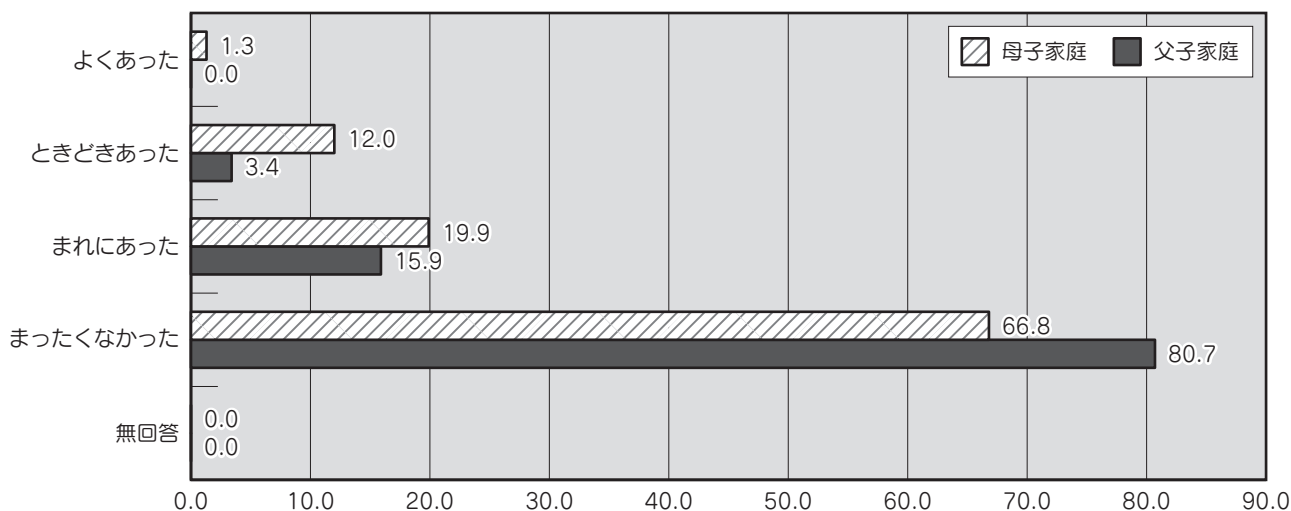
☆ 健康状態について（令和2年度）

（単位：％）



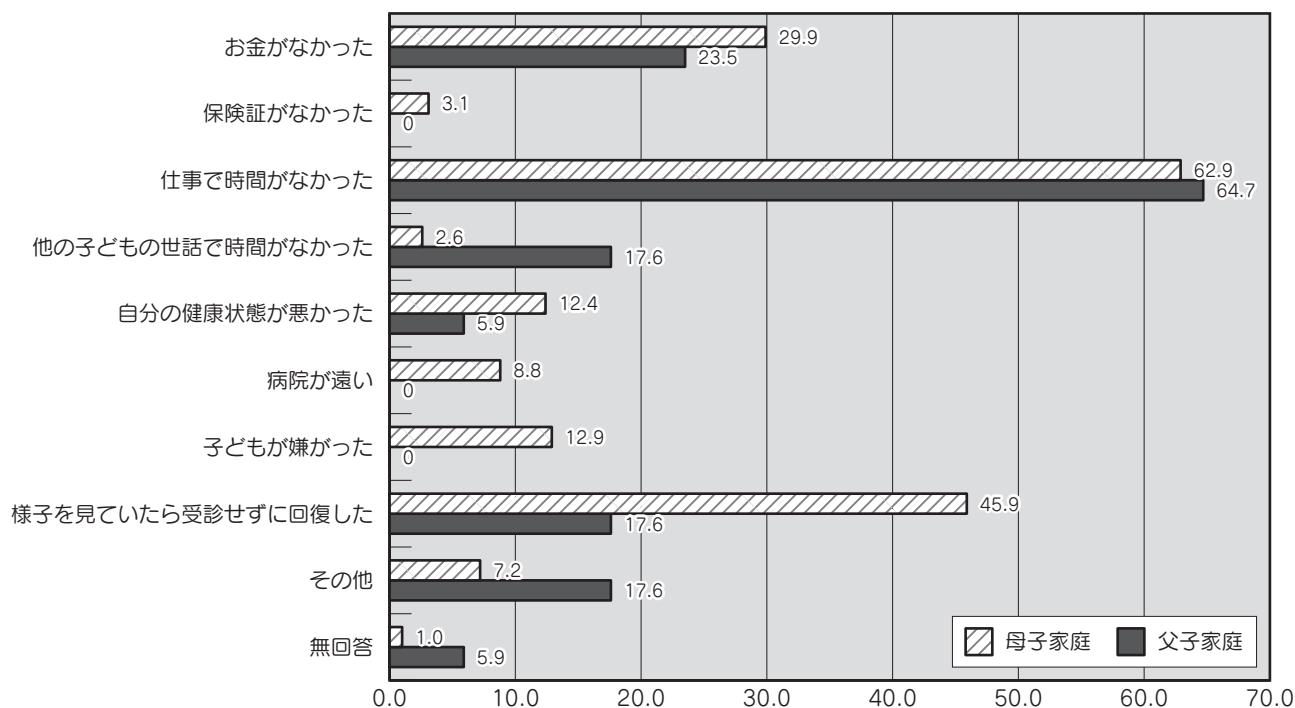
☆ 子どもを病院に受診させなかった経験（令和2年度）

（複数回答 単位：％）



☆ 病院を受診させなかった理由（令和2年度）

（複数回答 単位：％）

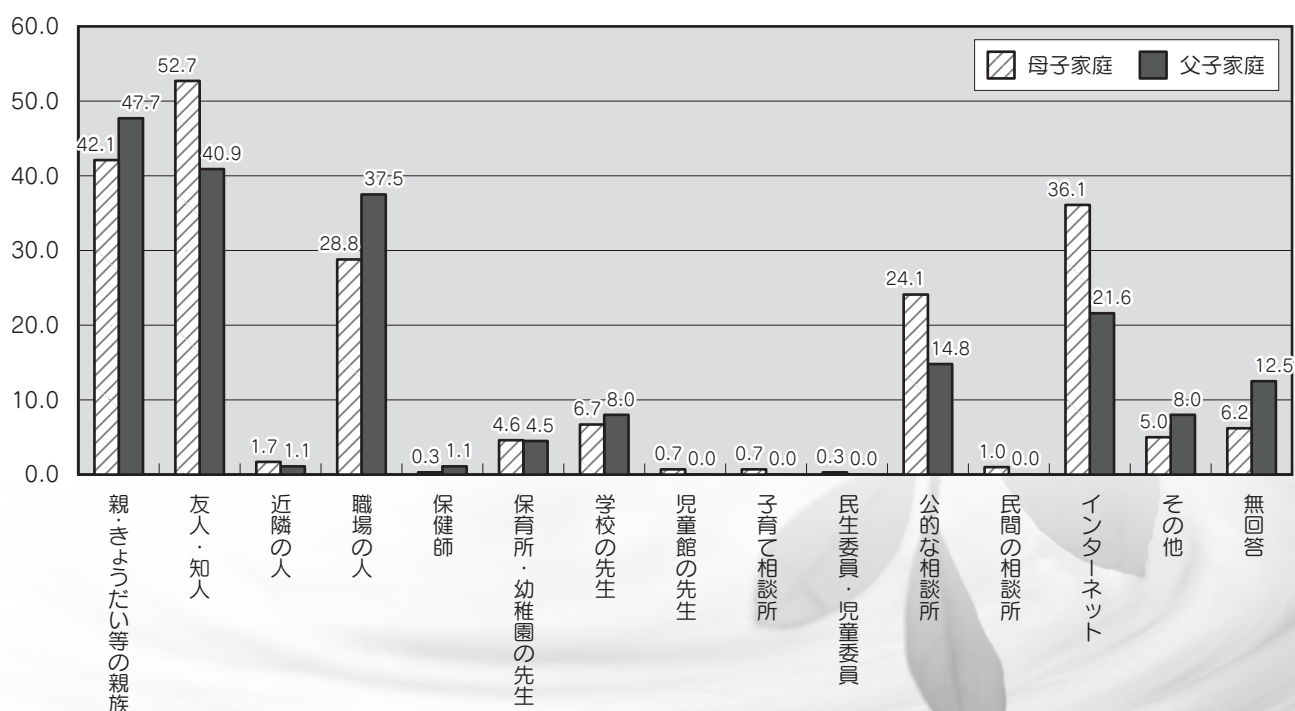


(27) 子育てや就労に関する情報の取得先について

令和2年度の調査結果では、母子家庭では「友人・知人」が52.7%、父子家庭では「親・きょうだい等の親族」が47.7%と最も多い回答となっています。母子家庭では36.1%の方が「インターネット」の活用も挙げています。

☆ 子育てや就労に関する情報の取得先（令和2年度）

（複数回答 単位：％）



第2章

3 自立支援について

(1) 相談窓口

こども支援課に設置しているくしろ家庭児童相談室では、母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の様々な相談に応じ、関係機関・団体と連携し、ひとり親家庭に関する制度等の情報提供や助言等を総合的に行い、自立を支援します。

☆ 母子・父子自立支援員の面接相談延べ件数〔釧路市こども支援課統計〕

年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件数	母子	1,925	1,689	1,668	1,721	1,567
	父子	89	71	102	112	93

(2) ひとり親家庭自立支援給付金事業

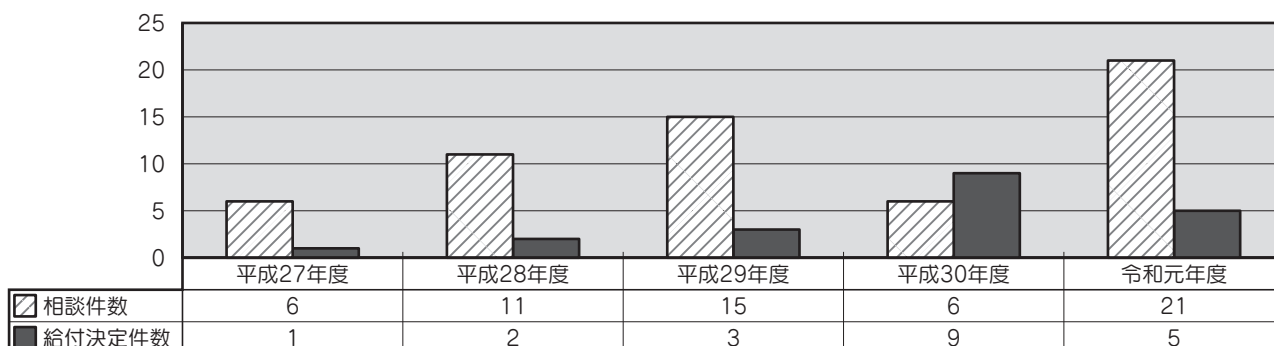
ひとり親家庭の父及び母の職業能力開発のための取組みを支援し、就業をより効果的に促進するために自立支援給付金を支給し、ひとり親家庭の自立を支援しています。この事業は、「自立支援教育訓練給付金事業」と「高等職業訓練促進給付金事業」の2種類の事業があります。

① 自立支援教育訓練給付金事業

就業のために技能習得や資格検定を目指す講座の受講費用の一部を助成する事業です。教育訓練給付金の利用者全員がその資格を生かして就労しています。なお、ハローワークにおいても同様の制度がありますが、平成29年度から併用が可能となったことから利用者は徐々に増えてきています。

☆ 相談件数と給付決定件数（利用者数）〔釧路市こども支援課統計〕

（単位：件）



☆ 利用講座別決定件数（利用者数）

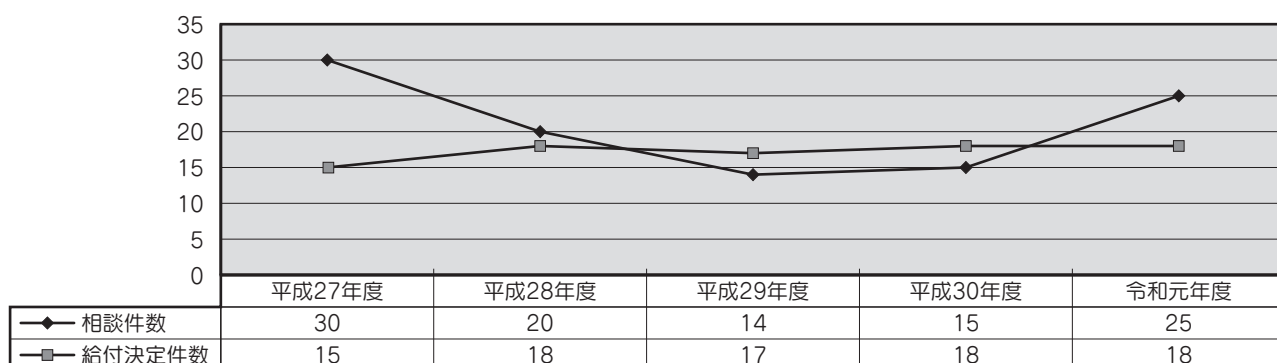
資 格	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護職員初任者研修	1人	0人	2人	2人	2人
介護福祉士実務者研修	0人	2人	1人	7人	3人
医 療 事 務	0人	0人	0人	0人	0人
簿 記	0人	0人	0人	0人	0人
行 政 書 士	0人	0人	0人	0人	0人

② 高等職業訓練促進給付金事業

専門的な資格の取得を容易にするためにひとり親家庭の父または母が1年以上の養成機関で修業する場合、一定期間、訓練促進費を支給し生活費の負担軽減を行う事業です。資格取得の内容は、看護師や介護福祉士が多い傾向がありますが、令和元年度では理・美容師の資格取得者が増加、どの職種でも全員が資格を生かして就労しています。

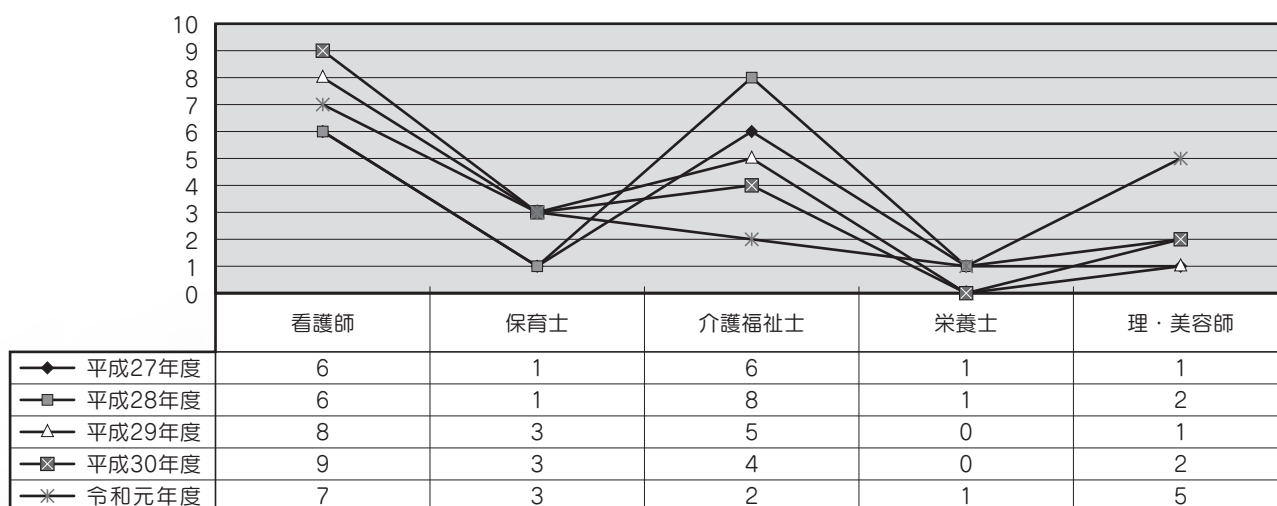
☆ 相談件数と給付決定件数（利用者数）〔釧路市こども支援課統計〕

（単位：人）



☆ 資格取得別決定件数（利用者数）〔釧路市こども支援課統計〕

（単位：人）



第2章

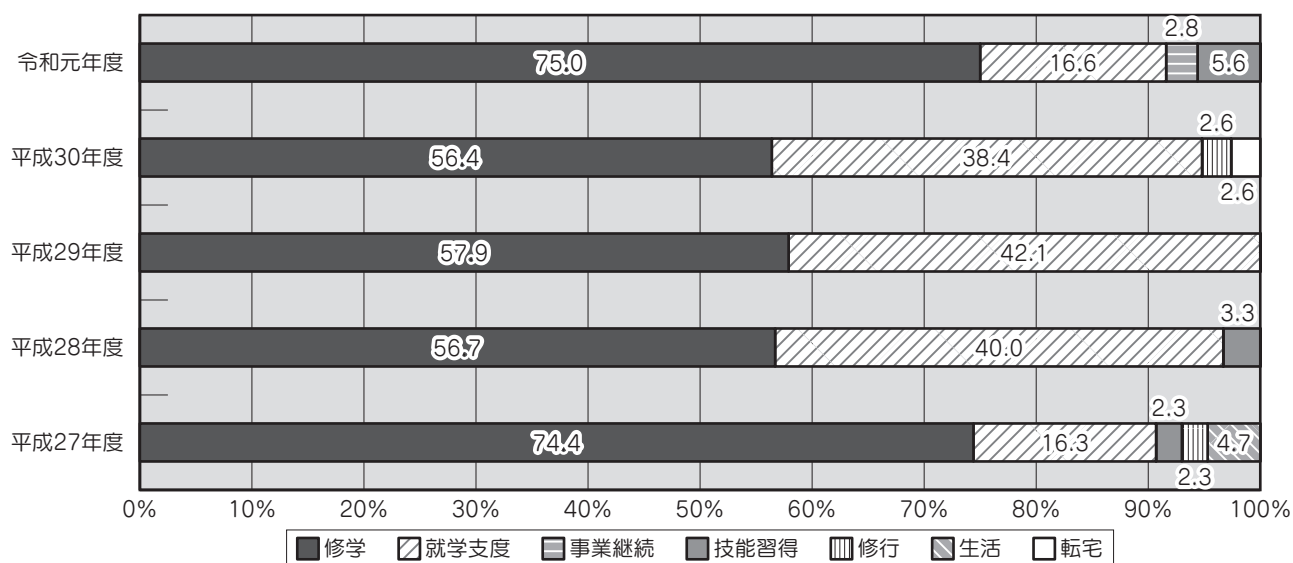
(3) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付相談談

北海道の貸付制度である「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金」は、母子・父子・寡婦の経済的自立を支援し、扶養している子どもの福祉を増進することを目的として無利子または低利子で行われており、釧路市が貸付の相談窓口となっています。

子どもに関わる「修学」と「就学支度」の利用が最も多く、合わせるといずれの年も9割以上を占めています。

☆ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付件数割合〔釧路市子ども支援課統計〕

(単位：％)



☆ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付件数〔釧路市子ども支援課統計〕

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
修学	32件	17件	22件	22件	27件
就学支度	7件	12件	16件	15件	6件
事業開始	0件	0件	0件	0件	0件
事業継続	0件	0件	0件	0件	1件
技能習得	1件	1件	0件	0件	2件
修業	1件	0件	0件	1件	0件
就職支度	0件	0件	0件	0件	0件
医療介護	0件	0件	0件	0件	0件
生活	2件	0件	0件	0件	0件
住宅	0件	0件	0件	0件	0件
転宅	0件	0件	0件	1件	0件
結婚	0件	0件	0件	0件	0件
合計	43件	30件	38件	39件	36件

第3章 自立支援の基本的考え方

1 施策の方向性

子どもが健やかに成長していける環境、安心して子育てができる環境となるためには、ひとり親家庭、特に母子家庭の自立支援を重点にした、子どもの視点、親の視点両方からみた切れ目のない支援施策として、「子育てや生活支援」、「就業支援」、「養育費の確保」、「経済的支援」の総合的な展開が重要です。

このため、第5次計画においても、これらの基本的な考え方を継承するとともに、ひとり親家庭の誰もが健全で安心して暮らせるように、関係機関・団体等との連携強化を図り、相談体制の充実や情報の提供、サービスの提供等を推し進めていきます。

(1) 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、保育サービスをはじめとした、ニーズに応じた子育て支援制度の利用の促進や妊娠から育児までの切れ目のない支援、公営住宅の入居への配慮など、生活や子育ての支援体制の推進に努めます。

(2) 就業支援の充実

ひとり親家庭が安定した収入を得ることができ、自立した生活が営めるよう、就業相談、職業能力向上のための職業訓練や各種資格取得、就業に関する情報提供、就業機会の確保等について、公共職業安定所や母子家庭等就業・自立支援センターとの連携を図り、ひとり親家庭の実態に即したきめ細やかな支援に努めます。

(3) 養育費確保の推進

ひとり親家庭の子どもが適切な養育費を受けられるよう、また、適切な面会交流の取り決めや実施が行われるよう、法テラスや母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関との連携・協力を図り、養育費についての取り決めの促進、養育費支払いや面会交流についての情報提供、相談・支援の推進に努めます。

(4) 経済的支援の推進

ひとり親家庭の安定した生活を確保するために、児童扶養手当制度や医療費助成制度等の福祉サービスを適切に受けられることができるよう支援するとともに、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の利用を促進し、経済的自立の推進に努めます。

安定した収入を確保し経済的な自立を図ることは、こどもの貧困対策にも資することから、その推進に努めます。

(5) 支援体制の充実

ひとり親家庭の安心した暮らしや子どもの健やかな育成のため、子育てや就業をはじめとした様々な課題にきめ細かく対応できるよう、ガイドブック、広報紙などによる情報提供や母子家庭等就業・自立支援センターとの連携を強化し、相談体制・機能の充実、切れ目のない支援に努めます。

2 施策の体系

釧路市ひとり親家庭自立促進計画

1 子育て・生活支援の充実

- (1) 児童の保育所入所への配慮
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 児童健全育成事業の推進
- (4) 子育て短期支援事業の推進
- (5) 生活支援事業の推進
- (6) 住宅確保促進のための配慮

2 就業支援の充実

- (1) 就業相談の充実
- (2) 母子家庭等就業・自立支援センターとの連携強化
- (3) ひとり親家庭自立支援給付金事業の推進
- (4) 各種就業支援事業への参加促進
- (5) 生活保護受給母子世帯への自立支援

3 養育費確保の推進

- (1) 啓発・広報活動の推進
- (2) 面会交流の支援
- (3) 相談体制の充実

4 経済的支援の推進

- (1) 手当等制度
- (2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度
- (3) 就学援助

5 支援体制の充実

- (1) 相談・情報提供の充実
- (2) 分担と連携
- (3) 母子寡婦福祉団体への支援

第4章 具体的施策の展開

1 子育て・生活支援の充実

(1) 児童の保育所入所への配慮

ひとり親家庭をめぐる就労環境が厳しい現状を踏まえ、就業や求職活動、職業訓練活動を十分に行うことができるよう、保育所入所にあたっての配慮に努めます。

(2) 保育サービスの充実

保護者の就労形態、勤務体制の多様化に応えるよう、現行の特別保育事業の継続実施やファミリー・サポート・センター事業の普及拡大に努めます。

① 特別保育事業

主な事業《所管》	事業内容
延長保育促進事業 《こども育成課》	通常の時間を超えた保育が必要なお子さんを、時間を延長してお預かりします。 ・実施保育所（園）数 25か所
休日保育事業 《こども育成課》	保育所（園）に入所しているお子さんで、休日も就業する方のために、保育を必要とする生後満6ヶ月以上のお子さんをお預かりします。 ・実施保育所（園）数 2か所
一時預かり事業 《こども育成課》	保育所（園）に入所していないお子さんで、急な用事や保護者の病気等で一時的に保育を必要とする場合にお預かりします。 ・実施保育所（園）数 7か所
障がい児保育 《こども育成課》	心身に障がい（中程度まで）のある3歳以上のお子さんをお預かりし集団で保育します。 ・実施保育所（園）数 12か所
病児（病後児）保育 《こども育成課》	保育所（園）に入所しているお子さんで、病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間お預かりします。 ・実施保育所（園）数 1か所

② ファミリー・サポート・センター事業

主な事業《所管》	事業内容
ファミリー・サポート・センター事業 《こども育成課》	子育ての支援を受けたい依頼会員と支援ができる提供会員による会員組織で、保育所・幼稚園の送迎や保護者の用事等による一時的な託児等に対応します。 ・実施機関 釧路市社会福祉協議会

(3) 児童健全育成事業の推進

児童が安心・安全に過ごせるように、児童館・児童センターや放課後児童クラブ等を生活の場として提供し、健康増進や健全育成の推進に努めます。

主な事業《所管》	事業内容
児童館・児童センター 《こども育成課》	児童が自由に遊ぶことができる場所として、月曜日～土曜日の午前9時から午後6時まで開館しています。 ・児童館・児童センター設置数 21か所
放課後児童クラブ 《こども育成課》	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、21か所の児童館・児童センターと2か所の幼稚園や小学校で、放課後児童クラブを実施しています。 〔令和2年9月現在〕 ・登録者数 1,078人 ・うち、ひとり親家庭数268人（母子家庭254人、父子家庭14人）
阿寒湖温泉子供交流館 《阿寒保健福祉課》	児童に健全な遊びの場を提供し、健康の増進と情操を豊かにするため、月曜日～土曜日の午前10時から午後5時まで開館しています。 〔令和2年9月現在〕 ・登録者数 31人（幼稚園児16人、小学生15人） ・うち、ひとり親家庭数 3人（母子家庭）
音別町放課後子ども広場 《音別保健福祉課》	小学校に就学している児童に対し、放課後等における適切な遊び及び生活の場を提供しています。 〔令和2年9月現在〕 ・登録者数 23人 ・うち、ひとり親家庭数 6人（母子家庭5人、父子家庭1人）
放課後チャレンジ教室 《教育支援課》	興津小学校の1年生から6年生までの児童を対象に、空き教室を利用して放課後に体験・交流・学習活動を実施しています。 〔令和2年9月現在〕 ・登録者数 77人 ・うち、ひとり親家庭数 13人（母子家庭12人、父子家庭1人）

(4) 子育て短期支援事業の推進

保護者が、病気や就労などで一時的に家庭での養育ができない場合、児童養護施設等で児童を短期間預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業の周知に努めます。

主な事業《所管》	事業内容
ショートステイ事業 《こども支援課》	保護者の疾病や仕事などで一時的に家庭での児童の養育に支援が必要な時に児童養護施設等で短期間お預かりします。 ・実施施設 児童養護施設釧路まりも学園

主な事業《所管》	事業内容
トワイライトステイ事業 《こども支援課》	保護者が仕事等により帰宅が夜間に渡る場合や休日に不在となり児童の養育に支援が必要な時に児童養護施設でお預かりします。 ・実施施設 児童養護施設釧路まりも学園

(5) 生活支援事業の推進

育児や家庭生活に支援が必要な家庭に対し、安全、安心な子育てができるよう家事支援・指導・助言等を継続して実施するとともに、各種事業の周知に努めます。

① 日常生活支援事業

主な事業《所管》	事業内容
ひとり親家庭等日常生活支援事業 《こども支援課》	ひとり親家庭の保護者が疾病や仕事などの理由により、一時的に家事や育児の援助が必要な時に家庭生活支援員を派遣します。

② 育児支援家庭訪問事業

主な事業《所管》	事業内容
養育支援事業 《こども支援課》 《健康推進課》	育児や家庭生活に支援が必要な家庭に対し、養育支援家庭訪問員を派遣し家事の支援や相談・助言などを行います。また、保健師が家庭訪問し、妊娠・出産・育児などさまざまな相談に応じるとともに必要に応じ関係機関に繋がります。
産後支援事業 《こども支援課》	産後（3か月以内）の母親で家族や親族から援助を得られない家庭にヘルプママを派遣し育児・家事援助を行います。

③ 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

主な事業《所管》	事業内容
母子健康手帳・妊婦健康診査受診票の交付等 《健康推進課》 《阿寒保健福祉課》 《音別保健福祉課》	妊娠届出をされた方に手帳を交付します。手帳は、出産の状況や健診結果、予防接種の状況等大切な記録書となります。また、妊娠週数に応じて、妊婦健康診査受診票を交付します。 出産する医療機関までの距離が遠い妊産婦（阿寒・音別地区対象）に対して、健康診査や出産準備にかかる費用の一部を助成します。
乳児家庭全戸訪問事業 《こども支援課》 《健康推進課》	生後4か月までの乳児がいる家庭に助産師等が訪問し、子育てに関する情報提供をするとともに、親子の健康や子育てに関する様々な不安や悩みの相談に応じます。
産後ケア事業 《健康推進課》	産後4か月未満の母と乳児が対象で、医療機関に宿泊することで、休養をとり、心身のケアや育児のサポートが受けられます。

第4章

主な事業《所管》	事業内容
乳幼児健康診査等の実施 《健康推進課》	乳幼児の健全な成長・発達を促すため、4か月児・9～10か月児・1歳6か月児・3歳児の健診を行います。身体測定・小児科診察・歯科健診（1歳6か月児・3歳児のみ）・発達の確認・育児相談・栄養相談を行うとともに、必要に応じ関係機関に繋がります。
新生児聴覚検査 《健康推進課》	難聴の早期発見のために、新生児聴覚検査費用の一部を助成し、必要に応じ早期療育に繋がります。
6～7か月育児相談 《健康推進課》 《こども育成課》	6～7か月児を対象に、身体計測・発達の確認・育児相談・栄養相談・子育て講話を行います。
育児ダイヤル・来所相談 《健康推進課》	妊娠・出産・育児などさまざまな心配や不安に対し、保健師や管理栄養士が相談に応じます。
地域子育て支援拠点事業 《こども育成課》	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 ・実施か所数：6か所
子育て世代包括支援センター事業・利用者支援事業 《健康推進課》 《こども育成課》	健康推進課と子育て支援拠点センター（東部・中部・西部）が連携を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談支援を行います。教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

（6）住宅確保促進のための配慮

公営住宅の入居選定にあたっては、ひとり親家庭の生活支援として、その状況が配慮されるよう努めます。また、民間賃貸住宅に関する相談に対応します。

2 就業支援の充実

（1）就業相談の充実

ひとり親家庭が、自立し、十分な収入を得られ安定した生活を営めるよう、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関との連携を強化し、就業に関する資格取得や職業能力育成等のための事業の周知、情報の提供を行うとともに、ひとり親家庭の実態に即したきめ細やかな支援に努めます。

主な事業《所管》	事業内容
母子・父子自立支援員による相談 《こども支援課》	こども支援課の母子・父子自立支援員がハローワークや母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関や団体と連携しながら就業情報の提供や就業等に関する相談に応じます。

主な事業《所管》	事業内容
母子家庭等就業・自立支援センターによる就業相談	母子家庭等就業・自立支援センターの就業相談員が専門的な就業相談に応じるとともに、自立支援プログラムを策定し就労を支援します。

（２）母子家庭等就業・自立支援センターとの連携強化

ひとり親家庭の自立に向けて、就業相談、技能取得、就業情報提供に至るまでの一貫した就業支援サービスの実施、生活の支援や養育費の確保に関する相談を行う母子家庭等就業・自立支援センターとの連携を強化し、ひとり親家庭の生活安定と自立支援のための総合的な支援の充実に努めます。

（３）ひとり親家庭自立支援給付金事業の推進

ひとり親家庭の父または母の就業を促進するとともに、条件のよりよい職場への就業が可能となるよう、ハローワークと連携しながら技能取得や資格取得につながるひとり親家庭自立支援給付金事業の普及拡大と、学び直しの支援として高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の推進に努めます。

主な事業《所管》	事業内容
自立支援教育訓練給付金事業 《こども支援課》	技能習得のための指定教育訓練講座を修了した者に対して、受講料の一部を助成します。 ・対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座（介護福祉士、行政書士、医療事務等）
高等職業訓練促進給付金事業 《こども支援課》	看護師、介護福祉士等の専門的な資格取得のために１年以上の養成機関で修業するひとり親家庭の生活費の負担軽減を図ります。（所得等要件有り） ・対象資格：看護師、介護福祉士、保育士、栄養士、理・美容師等
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 《こども支援課》	高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を修了した際、及び認定試験に合格した場合に受講料の一部を助成します。

（４）各種就業支援事業への参加促進

未就労のひとり親家庭の父または母の社会参加の促進や就職活動を支援するために、関係機関と連携を図りながら、外出するきっかけづくりや就職活動への準備、就労に関する知識などを取得してもらうための各種就業支援事業を開催し、参加促進に努めます。

主な事業《所管》	事業内容
就労サポート事業 《こども支援課》	未就労の方が、市内各企業担当者から直接話を聞いたり、希望する業界や職種の職場体験等を行うことで、就労意欲を高め、より自分に合った就職に結びつけます。

主な事業《所管》	事業内容
ひとり親家庭のための自習室 《こども支援課》	就職の際に有利な資格の取得や高校等卒業資格取得を目指すひとり親家庭の父または母、子に、適切な指導と学習の場を提供します。 ・実施機関 母子家庭等就業・自立支援センター
女性求職者就労促進事業 《商業労政課》	結婚、出産、子育てなどの理由により離職し再就職を目指す女性を対象に、就労支援講座等を実施し、事業者との就職マッチングの機会を提供することで、女性の就労を実現します。

（5）生活保護受給母子世帯への自立支援

生活保護受給母子世帯の自立を促進するために、生活福祉事務所のケースワーカーや就労支援員、自立生活支援員と連携協力して、生活の向上や就労意欲につながる様々な支援や助言を行います。

3 養育費確保の推進

（1）啓発・広報活動の推進

離婚時の養育費の取り決めによる確保はその後の子どもの養育や生活基盤として重要なことであります。

養育費についての認識が社会的に定着するよう、母子家庭等就業・自立支援センターと協力して啓発に努めます。

（2）面会交流の支援

子どもの健やかな育ちを確保するうえにも有効であり、養育費を支払う意欲にもつながる面会交流について、適切な情報提供、相談・支援の推進に努めます。

（3）相談体制の充実

母子・父子自立支援員や婦人相談員が、離婚や生活相談等を受けた際には、養育費確保に向けた支援に努めます。専門的な助言を行うため、母子家庭等就業・自立支援センターで実施している無料法律相談や、経済的に余裕のない方にも法的援助を行っている日本司法支援センター「法テラス」の活用や弁護士への相談案内を行うほか、家庭裁判所の離婚調停の利用や、養育費不履行の問題などについて、問題解決に向けた必要な情報の提供と助言に努めます。

また、研修等により相談関係者の資質向上に努めます。

4 経済的支援の推進

(1) 手当等制度

ひとり親家庭の安定と自立促進、児童の健全育成のため、各種手当制度や医療制度の周知に努めます。

① 各種手当制度

主な制度《所管》	内 容
児童扶養手当 《こども支援課》	18歳以下の児童を養育している母子家庭の母及び父子家庭の父もしくは養育者に対し、児童扶養手当を支給します。(所得制限等支給要件有り)
災害遺児手当 《こども支援課》	交通事故、労災事故や海上災害で父又は母もしくは養育者を失った児童を養育している方に対し、義務教育が修了するまでの間、災害遺児手当を支給します。また、義務教育修了時に災害遺児卒業祝金を支給します。
児童手当 《こども支援課》	中学校修了前の児童を養育している方に支給します。(所得制限等支給要件有り)
特別児童扶養手当 《こども支援課》	20歳未満で身体等に法律で定める程度の障がいのある児童を養育する父または母もしくは養育者に支給します。(所得制限等支給要件有り)

② ひとり親家庭等医療費助成制度

主な制度《所管》	内 容
ひとり親家庭等医療費助成制度 《医療年金課》	ひとり親家庭の親及び子を対象に医療費の一部を助成します。(所得制限等支給要件有り) 親(母・父)は入院のみ、子は入院及び通院が対象となります。

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭の経済的自立促進と児童の福祉増進を目的に、北海道が実施している「母子・父子・寡婦福祉資金」の貸付制度について、利用者に適した貸付相談を行うとともに、制度の周知に努めます。

(3) 就学援助

経済的理由により就学が困難な小学生や中学生の保護者に対して、教育委員会が実施している給食費や学用品の購入費などを援助する市の制度(就学援助制度)の周知に努めます。

5 支援体制の充実

(1) 相談・情報提供の充実

ひとり親家庭が抱える課題は、子育て、家計、就業、家事、子どもの教育、心身の健康、配偶者からの暴力など多岐にわたります。このため、総合的な相談窓口として機能しているこども支援課職員の資質向上を図るとともに、プライバシーに留意しながら幅広い関係機関・団体との連携により積極的な情報提供を行います。新型コロナウイルス感染症等の感染拡大の状況を踏まえながら、個々の状況に寄り添ったきめ細かな相談・支援に努めます。

また、ガイドブック、ホームページ、SNS、広報等の情報媒体を有効に活用し、制度・事業等の周知に努めます。

(2) 分担と連携

釧路市は、国の「基本方針」や北海道の「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」を踏まえながら、自立支援の施策の推進に努めます。

また、ハローワーク等の関係機関・団体との連携強化を図るとともに、地域の民生委員・児童委員、母子寡婦福祉団体、女性団体等の地域の市民活動団体とも協力しながら、ひとり親家庭の自立支援に取り組んでいきます。

(3) 母子寡婦福祉団体への支援

母子家庭や寡婦の相互扶助組織として、就業や生活支援等の情報の提供などにあたっている釧路市母子寡婦会に対して引き続き支援をしてまいります。

釧路市ひとり親家庭自立促進計画策定経過

開催日	開催会議等	内 容
令和2年9月1日 ～10月9日	ひとり親家庭の生活意識に関する調査	ひとり親家庭の方々の生活実情把握のためアンケート調査実施
令和2年11月13日	家庭福祉推進庁内連絡会議	- 釧路市ひとり親家庭自立促進計画（第4次）の具体的施策の進捗状況について - 釧路市ひとり親家庭自立促進計画（第5次）の策定について - 計画策定のスケジュールについて - 生活意識調査の結果について
令和2年11月24日	第1回釧路市ひとり親家庭自立促進計画検討委員会	- 釧路市ひとり親家庭自立促進計画（第4次）の具体的施策の進捗状況について - 釧路市ひとり親家庭自立促進計画（第5次）の策定について - 計画策定のスケジュールについて - 生活意識調査の結果について
令和2年12月23日 （書面開催）	第2回釧路市ひとり親家庭自立促進計画検討委員会	- 釧路市ひとり親家庭自立促進計画（素案）について - 今後のスケジュールについて
令和3年1月7日 ～2月5日	釧路市ひとり親家庭自立促進計画（素案）に関する意見公募	- 釧路市ひとり親家庭自立促進計画（素案）の閲覧による意見公募（パブリックコメント）の実施 - 素案の閲覧場所 市役所市政情報コーナー、各行政センター市政情報コーナー、こども支援課、各支所、市ホームページ
令和3年2月18日 （書面開催）	第3回釧路市ひとり親家庭自立促進計画検討委員会	釧路市ひとり親家庭自立促進計画（案）について

釧路市ひとり親家庭自立促進計画検討委員名簿

(敬称略・順不同)

機 関 ・ 団 体 名	役 職 名	委 員 名
釧路公共職業安定所	統括職業指導官	茂 住 豊
釧路市社会福祉協議会	地域福祉課長	宮 嶋 譲
釧路市民生委員児童委員協議会	副 会 長	今 野 政 志
釧路弁護士会	弁 護 士	岡 澤 史 人
北海道釧路児童相談所	所 長	阿 部 弘 美
北海道釧路総合振興局保健環境部保健行政室	保 健 環 境 部 長	高 垣 正 計
釧路市小中学校校長会	会 長	秋 保 和 久
釧路市私立保育園連合会	会 長	酒 井 恵
釧路市私立幼稚園連合会	会 長	大 嶋 春 香
釧路市児童館地域活動連絡協議会	会 長	松 尾 千 穂
釧路市連合町内会	副 会 長	板 明 子
釧路商工会議所	地 域 振 興 部 長	小野寺 則 夫
釧路市母子寡婦会	会 長	野 田 春 子
NPO法人駆け込みシェルター釧路	事 務 局 ・ 相 談 員	武 藤 香
釧路市女性団体連絡協議会	副 会 長	穂 積 貴美子
釧路母子家庭等就業・自立支援センター	所 長	後 藤 秀 彰

釧路市家庭福祉推進庁内連絡会議

所 属	役 職 名	所 属	役 職 名
こども保健部	次長（こども育成課長）	福祉部	生活福祉事務所長
こども保健部	こども育成課子育て支援室長	市民環境部	市民生活課長
こども保健部	健康推進課長	市民環境部	戸籍住民課長
こども保健部	健康推進課保健相談主幹	産業振興部	次長（商業労政課長）
こども保健部	児童発達支援センター所長	都市整備部	住宅課長
こども保健部	国民健康保険課長	学校教育部	次長（学校教育課長）
こども保健部	医療年金課長	学校教育部	教育支援課総括指導主事
総合政策部	市民協働推進課男女平等参画主幹	学校教育部	教育支援課青少年育成センター所長
福祉部	次長（地域福祉課長）	市立釧路総合病院	医療連携相談室長
福祉部	次長（障がい福祉課長）	阿寒町行政センター	保健福祉課長
福祉部	介護高齢課長	音別町行政センター	保健福祉課長

釧路市ひとり親家庭自立促進計画
2021年(令和3年)3月

発行：釧路市

編集：釧路市こども保健部こども支援課

電話 0154-31-4204

〒085-8505

釧路市黒金町7丁目5番地